

5 資産の保護と管理

5.1 所有関係

各構成資産の所在地及び所有者については、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 構成資産の位置及び所有者

No.	構成資産	所在地	所有者
1	足利学校	栃木県足利市	地方公共団体
2	閑谷学校	岡山県備前市	地方公共団体，宗教法人，地区共有地，民有地
3-1	咸宜園	大分県日田市	地方公共団体
3-2	豆田町	大分県日田市	地方公共団体，宗教法人，地区共有地，民有地
4-1	弘道館	茨城県水戸市	国・地方公共団体・宗教法人
4-2	偕楽園	茨城県水戸市	国・地方公共団体

5.2 法に基づく指定及び選定状況

国宝，重要文化財，特別史跡，史跡，名勝，重要伝統的建造物群保存地区に指定及び選定された構成資産は，古社寺保存法(明治 30 (1897) 年制定)，史蹟名勝天然記念物保存法(大正 8 (1919) 年制定)，国宝保存法(昭和 4 (1929) 年制定)等の下に適切な保護が行われてきた。

また，昭和 25 (1950) 年には，それらの諸法を統合・改革して，文化財保護法が制定され，それ以後，現在に至るまで個々の構成資産は，この法律の下に万全な保護措置が講じられてきた。国内法に基づく 6 つの構成資産の指定及び選定状況については，次に示すとおりである。

表 5-2 足利学校の指定状況

大正 10(1921)年 3 月 3 日	史蹟足利学趾(聖廟及附属建物ヲ含ム)の指定(内務省告示第 38 号)
昭和 60(1985)年 6 月 24 日	史跡足利学校跡(聖廟及び附属建物を含む)追加指定(文部省告示第 92 号)
平成元(1989)年 1 月 9 日	史跡足利学校跡(聖廟及び附属建物を含む)追加指定(文部省告示第 5 号)
平成 6 (1994)年 3 月 22 日	旧足利学校遺蹟図書館(附属建物を含む)付新築竣工図の指定(足利市教育委員会告示第 1 号)

表 5-3 閑谷学校の指定状況

大正 11(1922)年 3 月 8 日	旧閑谷学校 附椿山，石門，津田永忠旧宅及び黄葉亭の史蹟指定
昭和 13(1938)年 7 月 4 日	閑谷學講堂，閑谷學石堀，閑谷學聖廟(閑谷學西御堂)等 25 棟の国宝指定
昭和 29(1954)年 3 月 20 日	旧閑谷学校 附椿山，石門，津田永忠旧宅及び黄葉亭の特別史跡指定

表 5-4 咸宜園の指定状況

昭和 7 (1932) 年 7 月 23 日	史蹟咸宜園跡の指定(文部省告示第 190 号)
------------------------	-------------------------

表 5-5 豆田町の選定状況

平成 16(2004)年 12 月 10 日	重要伝統的建造物群保存地区に選定(文部科学省告示第 170 号)
------------------------	----------------------------------

表 5-6 弘道館の指定状況

大正 11(1922)年 3 月 8 日	史蹟旧弘道館の指定(内務省告示第 49 号)
昭和 27(1952)年 3 月 29 日	特別史跡旧弘道館の指定(文化財保護委員会告示第 23 号)
昭和 39(1964)年 5 月 26 日	重要文化財旧弘道館正庁、至善堂、正門附塀の指定(文化財保護委員会告示第 30 号)

表 5-7 偕楽園の指定状況

大正 11(1922)年 3 月 8 日	史跡及び名勝常磐公園の指定(内務省告示第 49 号)
----------------------	----------------------------

5.3 保護の実施手段

5.3.1 資産

各構成資産については、建造物、工作物、庭園及びそれらの跡、地下に埋蔵されている遺構・遺物など、その本質的価値を構成する諸要素を適切に把握し、それらをすべて含む範囲について、文化財保護法の下に国宝又は重要文化財・特別史跡又は史跡・名勝・重要伝統的建造物群保存地区に指定又は選定されている。指定又は選定された建築物及び工作物又は土地においては、国又は地方自治体の許可なくそれらの現状を変更することはできない。

国宝又は重要文化財・特別史跡又は史跡・名勝の保存管理・修理・整備・公開については、文化財保護法の定めるところにより、所有者又は管理団体が適切に行うことを原則としている(法第31条・第32条の2・第113条・第115条・第119条)。

国宝又は重要文化財に指定されている建造物の修理に際して、部材の痕跡調査などから判明した原形への修復などの現状変更等を行うときや、特別史跡又は史跡・名勝の指定地内において現状変更等を行うときは、あらかじめ文化庁長官の許可を得なければならない(法第43条・第125条)。文化庁長官は、国が設置し、イコモス国内委員会委員を多数含む文化審議会文化財分科会に対して当該現状変更等に関する諮問を行い、その答申を経て許可することとしている。したがって、資産の現状を変更する場合には、学術的かつ厳密な審査に基づく許可を必要としている。

国宝又は重要文化財・特別史跡又は史跡・名勝の管理と修理に対しては、必要に応じて国が経費を補助し、技術的指導を行うこととしている(法第35条・第47条・第118条)。

重要伝統的建造物群保存地区において現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときや、特定された保存すべき建造物の修理に際して現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、伝統的建造物群保存地区保存条

例に基づき、あらかじめ首長及び教育委員会の許可を得なければならない。

また、重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物の保存修理及び建築物の外観に対する修景については、地方公共団体が事業者に対して、伝統的建造物群保存事業補助金交付要綱に基づき経費を補助し、技術的指導を行うこととしている。さらに国及び県は、地方公共団体が事業者に対して交付した補助金の一部を負担するとともに、技術的指導を行うこととしている。

5.3.2 緩衝地帯

今後、資産の保護に必要不可欠な範囲を検討し、緩衝地帯として設定していく。

5.4 提案資産が所在する市・県に関する諸計画

提案資産に関連する市・県の諸計画は以下のとおりである。

(※順序は、市→県／総合計画→文化・教育→都市計画→観光・商工の順)

5.4.1 栃木県・足利市

1	第7次足利市総合計画「あしかが元気 輝きプラン」	足利市(平成28年策定)
○対象範囲	足利市	○計画期間 平成28年度～令和3年度
○主な目的	本計画は、足利市の将来都市像を「学びあい つながりあい 元気に輝く都市 足利～ひとをつくり、産業をつくり、まちをつくる～」とし、それを具現化するために、行政の分野、領域にとらわれず、組織横断的、目的別に編成した6つの「戦略プログラム(プロジェクト)」(①結婚・子育て・学びあい ②元気なしごとづくり ③まちの魅力発信 ④映像のまち構想 ⑤スマートウェルネスシティ ⑥公共施設の最適化)と、組織、分野に合わせて体系化した「分野別計画」で構成し、重点的に取り組むべき施策の方向性を明示したものである。	
○提案資産に関する内容	施策の柱である戦略プログラムにおいて、「まちの魅力発信プロジェクト」では、足利学校を核とした歴史と文化のあるまちの魅力を戦略的に発信するとともに、それらを積極的に活用した観光・交流の推進を図ることとしている。また分野別計画では、「日本遺産・足利学校の整備及び活用」「世界遺産登録の推進」として、足利学校の整備、活用を進め、世界遺産暫定一覧表への記載を目指す上での調査研究、日本遺産を活用したまちづくりを推進することとしている。	

2	足利市都市計画マスタープラン	足利市(平成19年策定、平成30年一部改定)
○対象範囲	足利市	○計画期間 平成19年度～令和9年度
○主な目的	本マスタープランは、足利市総合計画の将来都市像である「歴史と文化を育み ひとが輝く都市あしかが」の実現に向け、「美しい自然や都市文化を活かし、豊かに暮らせるまち」をテーマに、都市計画の基本的な方向性を示し、長期的な視点に立ったまちづくりを進めるために、住民意見を反映した具体性のあるまちの将来ビジョンや都市計画についての決定及び変更の方針を定めたものである。	
○提案資産に関する内容	足利中央地域の基本施策として、「歴史と文化にあふれる美しいまち」を	

テーマに、「足利学校や鏝阿寺等の貴重な歴史的資源を保全・活用し魅力的な景観づくり」、「中心市街地の市街地開発事業に併せ、シンボル軸の強化」、「歴史文化を表現する拠点、重要な観光資源、市民の憩いの場として市街地に残る豊かな緑地でもあるため、保全と活用を図ること」、「良好な居住環境を保全し、安心安全に暮らせるまちづくりの推進」、「生涯学習の拠点」を進めることとしている。

3	足利市景観計画	足利市(平成 21 年策定, 平成 31 年一部改定)
○対象範囲 足利市		○計画期間 設定なし
○主な目的 本計画は、本市の豊かな自然と歴史的な風土、市民の生活や様々な活動の中で育まれた景観資源を十分に生かしながら、良好な景観の形成を推進するための基本方針と推進方策を明らかにし、市民・事業者・行政が協働して良好な景観形成に取り組む際の共通の指針となることと目的としている。		
○提案資産に関する内容 史跡に指定されている足利学校、鏝阿寺及びその周辺の歴史的地区は、本市を代表する伝統的な歴史・文化を伝承し、このような史跡の雰囲気と調和した景観形成を図ることを掲げている。また、この地域を「自然的景観と歴史的景観が織りなす足利らしい魅力ある景観の保全・形成を目指す地域(足利を代表する景観)」として、景観重点地区指定に向けて検討することを明示している。(平成 31 年 3 月、足利学校・鏝阿寺周辺地区を景観重点地区に指定。)		

4	足利市緑の基本計画	足利市(平成 16 年策定)
○対象範囲 足利市		○計画期間 平成 17 年度～令和 7 年度
○主な目的 計画は、「足利市振興計画基本構想」と「足利市都市計画マスタープラン」を踏まえ、本市のまちづくりを緑や緑地の保全・整備、緑化推進の視点から支えるものとして、本市の大切な緑の保全や活用、憩いやレクリエーションの場となる公園の整備、良好な都市環境創出のための緑化を総合的に進めるための方針を定めたものである。		
○提案資産に関する内容 緑地等の保全・整備及び緑化推進のための施策として、足利学校・鏝阿寺と一体となった緑については、市街地に残る貴重な自然環境としての保全を図るとともに、歴史文化財の魅力を演出する要素として適切な維持管理に努め、また、社寺境内地の樹林や屋敷林については、保存樹・保存樹林指定などによる樹木の保全を図ることとしている。さらに、「中央市街地緑化重点地区」として、由緒ある文化と新たな文化をめぐる「緑の回廊」の形成に向けて検討することを明示している。		

5	足利市中心市街地活性化基本計画	足利市(平成 10 年策定, 平成 14 年, 17 年一部改定)
○対象範囲 足利市中心市街地(約 60ha)		○計画期間 平成 10 年度～, 平成 14 年, 17 年一部改定
○主な目的 本計画は、都市本来の「生活の場」、「交流の場」として、賑わいや活力を取り戻すため、住民生活の向上、歴史と文化に根差した「都市の顔」の再生を図ることが必要であることから、中心		

市街地における基盤の整備，商業振興，居住機能さらには公共公益施設などの各種施策・事業を総合的かつ一体的に推進していくことを目的としている。

○提案資産に関する内容 「足利学校こだわりのまちづくり」として，これからのまちづくりの中心に足利学校を捉え，「歴史との共生」，「賑わいの演出」，「やさしいもてなし」，「個性の充実」，「文化の発信」をテーマとしたまちづくりを展開することとしている。

6	第2次足利市環境基本計画	足利市(平成23年策定，平成28年一部改定)
○対象範囲 足利市		○計画期間 平成23年度～令和2年度
○主な目的 平成22年度に第1次計画が計画期間の満了を迎えることから，環境に関する社会動向の急激な変化に加え，日常生活や事業活動から生じる環境問題に対し，市民，市民活動団体，事業者とともに共通認識を持って対応を図っていくため策定した。 この計画は，足利市の将来都市像である「歴史と文化を育み ひとが輝く都市 あしかが」の実現をめざし，「足利市総合計画基本構想(第6次足利市総合計画)」に示されるまちづくりを「環境」の分野から支援することとしている。		
○提案資産に関する内容 ・史跡足利学校跡第2次保存整備基本構想を踏まえ，整備予定部分の未取得用地の公有化を検討するとともに，足利学校建造物の保全整備を計画的に進める。 ・足利学校・鏝阿寺周辺地区の環境整備事業や区画道路などの石畳舗装，建物の新築，改築，移転に伴う街並み修景などに努め，足利らしい歴史的雰囲気のあるまちの創出に努める。 ・歴史文化遺産を，市の広報紙やホームページ，定期的なイベントの開催など，さらに世界遺産登録推進を通じて全国的にアピールし，観光の活性化を図る。		

7	足利佐野都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針(区域マスタープラン)	栃木県(平成28年策定)
○対象範囲 足利市，佐野市		○計画期間 平成28年度～令和12年度
○主な目的 本マスタープランは，「とちぎの都市ビジョン」に掲げる「とちぎの集約型都市づくり」の実現のため，「地域特性を生かした集約型都市づくり」，「東京圏への近接性，広域交通網を生かした都市づくり」，「広域公共交通ネットワークを生かした総合的な交通体系の構築」，「環境に配慮した都市づくり」，「歴史・文化等を生かした魅力ある都市づくり」を基本理念とし，足利佐野都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を定めたものである。		
○提案資産に関する内容 基本理念の一つとして，足利学校や鏝阿寺をはじめ，数多くの文化遺産と多くの神社仏閣等の歴史・文化や恵まれた地域資源を有していることから，これらを生かした魅力ある都市づくりを目指している。また，地域ごとの市街地像としては，この地域は「観光レクリエーション拠点」に位置づけられ，広域的な観光の集客に努めることを掲げている。 加えて，自然的環境の整備保全の面からは，主要な緑地の配置方針の中で，良好な環境を有する社寺林等として「環境保全系統」・歴史的に意義の高い公園として「レクリエーション系統」・郷土景観を		

構成する緑地として「景観構成系統」のいずれにも含まれ、維持・保全を図ることとしている。

5.4.2 岡山県・備前市

1	第2次備前市総合計画	備前市(平成25年策定)
○対象範囲	備前市	○計画期間 平成25年度～令和2年度
○主な目的 基本理念を「備前らしさ」のあふれるまち、市の目指す将来像を「古くて新しい「教育のまち備前」～学びの原郷 閑谷学校が開かれたまち～」と設定し、平成25年度から32年度を対象年度に策定している。重点政策に「教育」、「将来を担う人材が育つまち」と挙げており、自己実現政策「生涯学習・歴史・文化」の分野には、「豊かな自然、歴史、文化の中で心豊かになるまち」が掲げられている。		
○提案資産に関する内容 第3章施策3－1「歴史文化の活用と伝統文化の継承」の項目の中では、現状と課題について「地域文化資源を大切に守りながら後世につないでいくとともに、価値を十分に理解し、認定を受けた日本遺産を通じ、資源の魅力発信もしながらまちづくりに生かす必要」があるとし、目標が達成された際には、「国宝をはじめ数多くの国・県・市指定の有形文化財、後世に伝承すべき民俗芸能などの無形文化財が、貴重な財産として受け継がれ、誰もが、いつでも、気軽に芸術・文化にふれることができ、共感し、心豊かな生活を送っています。」としている。市民が市内の史跡、文化財を訪れ、備前の歴史文化を再発見し、自分の言葉で、地域の歴史や文化について語れることが目指されている。		

2	備前市まち・ひと・しごと創生長期総合戦略	備前市(平成27年策定)
○対象範囲	備前市	○計画期間 平成27年度～令和元年度
○主な目的 平成27年度に、人口減少の原因を的確につかみ、各種データを分析し、必要な政策を打っていくため、「備前市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン」を策定した。人口減少をめぐる諸問題に関する市民の認識の共有を目指すとともに、今後、目指すべき将来の方向性を提示している。		
○提案資産に関する内容 平成27(2015)年度から令和元(2019)年度までを対象期間とした「備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、国の「創生総合戦略」と整合させ、策定している。総合戦略では、基本目標「③人を呼び込む魅力のあるまちづくりの推進」の項で閑谷学校を備前焼と共に、人を呼び込む地域資源として活用することが記されている。		

3	備前市文化財保存活用地域計画	備前市(令和2年策定)
○対象範囲	備前市	○計画期間 令和3年度～令和8年度
○主な目的 備前市域にある文化財の適切な保存と積極的活用を総体的に行うことにより、地域の文化振興や観光促進等を推進することを目的とする。		
○提案資産に関する内容 備前市歴史文化総合活用推進協議会で計画を策定後、世界遺産登録推進事業、日本遺産活用事業との一体的取組をすることとしている。		

4	備前市教育に関する大綱	備前市(平成 27 年策定)
○対象範囲	備前市	○計画期間 平成 27 年度～
○主な目的	「すべてはこどもたちのために～「教育のまち備前」の宣言～」を基本理念に掲げ、平成 27 年度に策定された。5 つの重要取組方針の内、「家庭・学校・地域の総合力で取り組む教育活動の推進」で「歴史文化の活用と伝統文化の継承」が取組項目として挙げられている。	
○提案資産に関する内容	平成 30 年 11 月改訂版には、「閑谷学校で重んじられた知行合一の考え方が示しているように、学んだ知識を生活に活かしていくこと(実践)に学びの価値を高めていく必要がある」とし、郷土備前市の自然や文化を題材とした学習の推進で学ぶ意欲の育成をはかるとしている。	

5	新晴れの国おかやま生き生きプラン	岡山県(平成 29 年策定)
○対象範囲	岡山県	○計画期間 平成 29 年度～令和 2 年度
○主な目的	本計画は、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を、県政の目標とし、その達成に向けて全力で取り組むものである。	
○提案資産に関する内容	重点施策として、市町村、文化団体、地域住民、芸術家等と連携し、地域に人を呼び込む取り組みなどにより、地域のイメージアップとにぎわい創出を図るとともに、将来の地域文化（閑谷学校を含む。）の担い手を育成し、文化を核とした地域の活性化を推進していくこととしている。	

6	岡山県都市計画区域マスタープラン	岡山県(平成 29 年策定)
○対象範囲	岡山県	○計画期間 平成 21 年度～令和 7 年度
○主な目的	本計画は、都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにし、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。	
○提案資産に関する内容	都市づくりの基本指針として、備前焼や旧閑谷学校などの歴史・文化資源、瀬戸内海国立公園や多島美に代表される豊かな自然や良好な景観を活用した特色ある都市づくりを進めることとしている。	

7	岡山県文化財保存活用大綱	岡山県(令和元年策定)
○対象範囲	岡山県	○計画期間 令和元年度～
○主な目的	岡山県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するもので、岡山県において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものを定める。	
○提案資産に関する内容	県内にある国県指定文化財を網羅的に盛り込む内容で、岡山県内にある二つの国宝建築のうちのひとつ閑谷学校が明確にとりあげられている。	

8	第二次岡山県教育振興基本計画	岡山県(平成 28 年策定)
○対象範囲	岡山県	○計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度

○主な目的 本計画は、昨今の多様化した教育課題等に適切に対応するとともに、豊かな自然環境や歴史・文化遺産、先人の教えなど数々の教育資源を生かした岡山県ならではの教育施策を明らかにするため策定されたものである。基本目標として「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材育成が掲げられている。
○提案資産に関する内容 多くの県民が「吉備の国」の文化遺産(閑谷学校を含む。)に触れ、学び、親しむことができる機会の充実に努め、その確実な継承と積極的な活用を図っていくこととしている。

9	岡山県教育大綱	岡山県(平成 27 年策定)
○対象範囲	岡山県	○計画期間 平成 27 年度～
○主な目的	本大綱は、教育県岡山と再びなるべく、これまで岡山で培われてきた教育の土壌や姿勢をしっかりと受け継ぎ、郷土岡山を愛し、岡山県の将来を担う人材を育成することを目的とする。	
○提案資産に関する内容	大綱冒頭に「本県は、寛文 10(1670 年)年に岡山藩主池田光政公により我が国初の庶民の学校である閑谷学校が開かれ、また江戸時代の寺子屋の数が全国で 3 位、私塾の数は全国で第 1 位であるなど、早くから充実した教育環境を有していました」とし、閑谷学校を教育県の象徴としている。	

10	おかやま文化振興ビジョン	岡山県(平成 30 年策定)
○対象範囲	岡山県	○計画期間 平成 30 年度～令和 9 年度
○主な目的	「人が文化をつくり、文化が人をつくる岡山」を基本目標に、県民の自由な発想と活発な文化活動によって好循環が生み出され、岡山の文化の質がさらに高まっていくことを目指します。	
○提案資産に関する内容	閑谷学校など、各時代に多彩な文化を育んできた岡山県の歴史を物語る文化遺産を、県民共有の財産として適切に保存し、その中に含まれる先人の知恵を汲み出し、本質を学び、そして次世代に継承するとともに、今に生きる文化として発展させ、積極的な活用を図ります。	

5.4.3 大分県・日田市

1	第 6 次日田市総合計画	日田市(平成 29 年策定)
○対象範囲	日田市	○計画期間 平成 29 年度～令和 9 年度
○主な目的	本計画は、本市が目指す将来像を実現するために実施する計画を明らかにし、市民と行政がまちづくりを協働して進めるための指針。基本構想で示すまちづくりの大綱(6 つの政策)に沿って実施する各施策を体系的にまとめたものである。	
○提案資産に関する内容	大綱のひとつ「学ぶ楽しさを増やす～学ぶ機会に満ちる ひた～」において、夢と誇りを持ち、ふるさとを愛し、未来を切り拓くことのできるたくましい子どもたちを育てる学校教育を展開する。また、歴史と伝統を知り、日田ならではの魅力に気づき、守り、未来へとつなげるため、市民が楽しみながらいつでも学び語り合える場とスポーツ・文化に親しめる環境づくりを進める。さらに、この地に伝わる咸宜園の教えである「 ^{ことごと} 咸く ^{よろ} 宜し」を受け継ぎ、すべての人がお互いに尊重し合うまちづくりを推進するとしている。	

また、「文化財や芸術文化の保存、継承と発展」の項目において、自然や文化財等の文化資源を保存、継承及び活用するための取組の充実と施設整備を進めることとしている。「文化遺産の調査・研究及び情報発信の推進」において、咸宜園教育に関する調査・研究の充実及び普及啓発の推進、咸宜園や日田祇園など文化遺産の積極的な情報発信、世界文化遺産登録に向けた市民関係団体との交流や関連市町村との連携の強化、日本遺産に認定された咸宜園跡等の活用を挙げている。

さらに、大綱「安全で快適に暮らす～便利も快適もそろえるひた～」において、歴史的価値の高い建造物が多く残されている地域や文化的景観地域などがあるが、建物の老朽化や高齢者世帯の増加、後継者不足等の問題で徐々に失われつつあることから、市民との協働により歴史的町並みの景観や建造物の保存、修理等を実施し継承していく必要があるとしている。

2	日田市教育行政実施方針	日田市(平成 29 年策定)
○対象範囲 日田市		○計画期間 平成 29 年度～令和 3 年度
○主な目的 平成 24 年度から 28 年度を計画期間とした教育行政実施方針の取組を総括するとともに、平成 28 年 4 月に策定した「日田市教育大綱」で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、「第 6 次日田市総合計画」と連動し、かつ、国が策定した教育振興基本計画を参酌して、日田市の今後 5 年間の新たな教育行政実施方針を策定するものである。		
○提案資産に関する内容 「文化芸術の振興」「ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用」のうち、「保存と活用に向けた環境の整備」における「現状と課題」として、咸宜園跡においては、東家の外構や園内排水等の整備を完了し、併せて西家の公有化に取り組んだ。今後、西塾跡地の遺構調査に着手し、史跡の概要を明らかにするとともに整備計画を策定する必要があるとしている。		
豆田町伝統的建造物群保存地区における修理保存事業の内、豆田まちづくり歴史交流館については、敷地内の外構工事を実施することで一体的な整備が完了する。今後も引き続き緊急度の高い建造物の修理修景事業や屋外消火栓の設置等防災事業を実施し、保全と活用に向けた環境の整備が必要であるとしている。		
歴史的建造物については、史跡に追加指定された廣瀬家の保存活用基本計画策定及び基本設計に対する支援を行った。また、草野家などの重要文化財をはじめ、老朽化により保存が懸念される建造物の保存修理事業を今後も継続して支援することで、復原整備し地域性のある文化財としての価値を周知していく必要があるとしている。		
現在、豆田まちづくり歴史交流館については一体的な整備が完了し、西塾跡地の遺構調査並びに廣瀬淡窓旧宅については保存整備事業に着手している。		
なお、上記の項目を実現するため、「基本的な方向と今後の取組」では、以下の点を示している。		
(1)史跡の保存整備の推進		
・咸宜園跡、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳をはじめとした史跡について、計画的な保存整備及び適切な保存管理に努め、有効な公開活用に向けた環境の整備を行っていく。		
(2)歴史的建造物、町並みの保存整備の推進		
・豆田地区については、今後も引き続き歴史的な町並みの保全と活用を図り、歴史と文化の賑わいのあるまちづくりの推進を図っていく。また、草野家住宅及び廣瀬家などの重要文化財や史跡をはじめとする歴史的建造物についても、引き続き計画的な保存修理に努め、地域性のある文化財として		

の価値を多くの方に紹介していく。

また、「咸宜園教育研究センターの取組と世界文化遺産登録の推進」の項目における「現状と課題」として、咸宜園教育研究センターでは、郷土の先哲「廣瀬淡窓」の教育理念や教育方法のほか、私塾「咸宜園」の実態把握に関する調査・研究を行っている。中でも、淡窓が実践した咸宜園教育の内容を明らかにするため、また歴代塾主や門下生の情報を収集するために各地に所在する資料の調査は、特に重要な役割を担っている。今後はこれらの調査・研究の成果を広く公開し、さらには、講座や体験学習会を開催することで、市民に文化財の大切さを再認識していただく機会を提供していくことが必要であるとしている。

「咸宜園」を世界文化遺産へ登録する運動を進めている。現在は、国の世界遺産暫定一覧表への登録を目指して、ユネスコが定めた作業指針に基づいて「顕著で普遍的な価値（OUV）」を証明するため、平成 27 年度に「近世日本の教育遺産群－学ぶ心・礼節の本源－」として共に日本遺産に認定された水戸市、足利市、備前市と連携した取組を進めている。今後もこの運動を日田市民と一体となり推進するとともに、国の機関や全国に向けてアピールすることで、機運を高め日田市全体の取組としていかなければならないとしている。

「基本的な方向と今後の取組」では、「咸宜園」や「廣瀬淡窓」に関する市民の意識高揚を図り、咸宜園の世界文化遺産登録に向け、市民と一体となった取組を推進するため、以下の点を中心に取り組むとしている。

廣瀬淡窓が咸宜園を開いた日である 2 月 23 日を「咸宜園の日」と定め、廣瀬淡窓や咸宜園の教育及び門下生等についての理解を深め、郷土を愛する心を育む機会を提供する。

(1) 咸宜園教育等の調査・研究

- ・廣瀬淡窓など歴代塾主や門下生らが残した資料やこれまでの刊行物により、咸宜園の教育容やその特色のほか、咸宜園教育の広がりなどを明らかにするための調査・研究に取り組む。

(2) 普及・啓発・情報発信

- ・咸宜園教育や廣瀬淡窓及び門下生等に関する講演会や講座の開催、また体験学習として「咸宜園入門ばっくす」の活用を関係団体に働きかけるとともに、出前講座や出張教室に講師を派遣する。
- ・研究の成果を、刊行物の発行やホームページ等の活用により積極的に公表する。
- ・「咸宜園の日」又は、その前後に講演会などを開催し、積極的な発信に努めるとともに、交流人口の増に取り組む。

(3) 咸宜園教育研究センターの運営

- ・入館者が利用しやすく、かつ鑑賞しやすい展示に努める。
- ・積極的な情報公開及び国内外への情報発信に努め、市主催のイベント等と連携し、入館者の増に取り組む。

(4) 世界文化遺産登録の取組

- ・4 市で構成する協議会の活動を通じて、まずは「暫定一覧表」記載を目指す。
- ・世界文化遺産登録に向けた市民活動を推進するため、市民団体「咸宜園平成門下生之会」と連携し普及啓発活動を進め、市民の世界遺産登録に対する機運の醸成に努める。

(5) 日本遺産の活用

- ・「日田市日本遺産活性化懇話会」を中心に、日本遺産認定を活かした取組を推進する。

- ・日本遺産連盟に加盟している自治体と連携し、国内外への積極的な情報発信に努める。
- ・国の事業を積極的に活用し、水戸市や足利市、備前市と連携して、日本遺産を活用した観光振興や地域の活性化を図り、交流人口の増加に努める。

3	第4次日田市国土利用計画	日田市(平成25年策定)
○対象範囲	日田市	○計画期間 平成25年度～令和4年度
○主な目的 本計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき策定する計画であり、日田市の土地利用に関する基本的事項についての長期構想となる。 日田市の土地利用の現状と推移を把握し、自然的、社会的、経済的及び文化的条件について配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ることを理念として、総合的かつ計画的な市土の利用を図るための長期計画を策定することを目的とする。		
○提案資産に関する内容 「市街地地域」の「土地利用方針」のうち、豆田地区や隈地区の町並み及び伝統的建造物の織り成す都市景観は、多くの観光客が訪れる観光・交流資源であるため、日田市景観計画に沿った町並みを保全し、歴史文化や自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図ることとしている。 また、必要な措置の概要の「5.環境の保全と美しい市土の形成」では、歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、歴史的町並みの保全・整備や景観の保持を推進する。また、市街地では、美しく良好な町並み景観や緑地・水辺景観の形成、農山村においては、田園や里山など二次的景観としての自然景観の維持・形成を図ることとしている。		

4	日田市都市計画マスタープラン	日田市(平成25年策定)
○対象範囲	日田市	○計画期間 平成25年度～令和15年度
○主な目的 本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、日田市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、市域における土地利用やまちづくりの骨格となる都市施設等の整備に関する方向性を示したものである。都市施設である道路や公園、上下水道、河川等の施設整備や基盤整備は、長期的な視点に立って計画する必要があることから、おおむね20年後の「日田市の将来都市像」の実現に向けた取組を推進していくための基本構想となる。		
○提案資産に関する内容 全体の方針のうち、「土地利用の方針」として、歴史文化交流地は、古い町並みや自然河川・温泉郷等の歴史的・文化的資源を有している地区は、その資源の保存・創出・活用を図るとともに、来訪者等との交流も考慮した観光地の形成に努めることとしている。 対象となる「咸宜地区」の「将来像」では、豆田地区は江戸時代の町割りの面影を残す歴史的文化的な町並みが形成されていることから“人々が集い交流するまちづくり”を推進することとしている。また、「地区の方針」の「土地利用」では、古い町並みが残る豆田地区の保全及び町並みの連続性の維持を推進するとしており、「交通体系」では、豆田地区及び中心市街地における駐車場の拡充に努めるとともに、生活道路等の利用現況を踏まえながら、通過交通対策に努めるとしている。「景観」では、豆田地区の古い町並みの保全を支援し、良好な景観の誘導及び景観資源の有効な利活用を促進するとしている。		

5	日田地域の新しいまちづくり計画～新市建設計画～	日田市(平成 17 年策定)
○対象範囲	日田市	○計画期間 平成 17 年度～令和 6 年度
○主な目的	本計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針、主要政策を定め、その実現を図ることにより、6 市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の特性を生かした発展を図るために策定されたものである。計画期間を令和元年度から令和 6 年度まで延長。	
○提案資産に関する内容	豆田地区の歴史的な町並みや日田温泉等を歴史・観光拠点として位置づけ、市内の各ゾーンとのネットワーク化を進め、ここを訪れる観光客を他のゾーンへの誘導を図る。	

6	都市再生整備計画(中心市街地地区第 3 期)	日田市(平成 28 年策定)
○対象範囲	日田市	○計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度
○主な目的	本計画は、地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、計画的にまちづくりを行う事業のために策定したものである。	
○提案資産に関する内容	「豆田地区の魅力強化及び伝統的町並み環境整備」の項目において、伝建地区や景観形成重点地区の建造物や工作物について、伝統的様式に復元あるいは修景するための指導や助成を行う。来訪者が快適に訪れることができ、また快適に回遊できるように周辺地域の道路の整備を行うこととしている。	

7	日田市観光振興基本計画	日田市(平成 25 年策定)
○対象範囲	日田市	○計画期間 平成 25 年度～令和 4 年度
○主な目的	本計画は、昨今の観光を取り巻く環境の変化に柔軟に対応すべく、日田市の特性を活かした持続可能な“観光振興によるまちづくり”を目指して、その基本となる理念・基本方針・基本施策を掲げ、行政や観光協会、観光関連事業者、観光関連団体のみならず、市民や各種団体、事業者などが一体となって観光振興を図るための指針として策定したもの。	
○提案資産に関する内容	基本方針のひとつ「地域資源を活かした観光の魅力づくり」にある基本施策“天領”の歴史・文化を活かした観光の魅力づくりにおいて、豆田地区を日田市全体の観光拠点と位置づけ、ここを訪れる観光客の滞在時間の延長や、他のエリアへの回遊を促進させるためにも、豆田地区の町並み、歴史・文化資源、まつり等の魅力の向上に努めることとしている。 ①幕府領の町並みを核とした観光事業の推進 町並みの新たな活用法、着地型プログラムの開発、幕府領をイメージしたお土産品の開発などを行い、“訪れる度に新しい感動や新しい体験に出会える天領の町並み”を核として、豆田、隈地区をはじめ、他のエリアと連携した取組を推進する。②咸宜園等の歴史遺産の活用 日田市が誇る江戸時代教育者・廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」は、およそ 5,000 人の門下生が学んだ、我が国最大規模の私塾である。その廣瀬淡窓の教えや「咸宜園」の知名度向上を図るため、「学び」をコンセプトに、幕府領の歴史や文化資源の発掘と活用により誘客を行う。また、基本方針「日田市ならではのコンベンション誘致戦略」の基本施策「日田市の特性に合わせたコンベンション誘致の推進」において、咸宜園の「学び」の思想や文化を継承し、後世に伝えていくため、「日田で学ぶ」プログラムを作成し、研修会やセミナーを主体とした、“水郷ひた”ならではのコンベンションの開催、誘致を推進することとしている。	

8	安心・活力・発展プラン 2015	大分県(平成 27 年策定)
○対象範囲 大分県		○計画期間 平成 27 年度～令和 6 年度
○主な目的 本計画は、「健やかで心豊かに暮らせる安心の大分県」、「いきいきと働き地域が輝く活力あふれる大分県」、「人を育み基盤を整え発展する大分県」の 3 つを基本目標とし、あわせて地方創生に取り組むこととし、「地方創生の視点」として、「人を大事にし、人を育てる」「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」「地域を守り、地域を活性化する」「基盤を整え、発展を支える」の 4 つを挙げている。その実現のために「県民が主役」、「県民の多様な価値観の尊重」、「県民の発想と活動の支援」を基本姿勢として、今後 10 年の県政運営の道しるべとなる、大分県長期総合計画として策定されたものである。 ○提案資産に関する内容 「人を呼び込み地域が輝くツーリズムの推進」の「おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興」の項では、世界農業遺産や日本ジオパーク、日本遺産など地域ブランドの観光への積極的活用を図り、地域独自の歴史や文化を取り入れた魅力ある空間の整備、自然環境を生かした良好な景観の保全、さらに展望障害樹木の伐採等による優れた景観の創出・再生、観光客へのおもてなしに配慮した公共施設の管理の推進を図ることとしている。 「芸術文化による創造県おおいたの推進」の「文化財・伝統文化の保存・活用・継承」の項では、基本方向で、県内の各地域の歴史や文化の証である文化財・伝統文化を守り育てるとともに、次世代に確実に継承していくため、国や県の指定・選定・登録制度を活用するなど、文化財・伝統文化の適切な保存・管理に努めることとしている。また、教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備を図ることとしている。		

9	大分県長期教育計画(「教育県大分」創造プラン 2016)	大分県(平成 28 年策定)
○対象範囲 大分県		○計画期間 平成 28 年度～令和 6 年度
○主な目的 本計画は、昨今の社会情勢・教育情勢の変化を踏まえ、大分県長期総合計画(安心・活力・発展プラン 2015)と大分県教育大綱をベースとして策定したものである。 本計画では、「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」という基本理念を掲げ、次代を担う大分県の全ての子どもたちが、変化の激しい困難な時代を生き抜く力と意欲を身に付けられるよう、これまでの教育改革の流れを継承し、更なる高みを目指して不断の努力を継続することで「教育県大分」の創造を目指すこととしている。 ○提案資産に関する内容 基本目標のひとつ「文化財・伝統文化の保存・活用・継承」の項では、「文化財・伝統文化の保存」で文化財・伝統文化を守り育てるとともに、確実に次世代に継承していくため、国・県の指定・選定・登録制度などを活用し、保存・管理の徹底を図り、文化的景観や伝統的建造物群など、地域全体を歴史・文化空間と捉えた面的な保存の推進をすることとしている。さらに、「文化財・伝統文化の活用」で文化的特色を活かしたまちづくりや観光振興・地域活性化等につなげるため、地域の文化財・伝統文化の積極的活用を図り、教育遺産の世界遺産登録に向けた環境整備を図ることとしている。		

5.4.4 茨城県・水戸市

1	水戸市第6次総合計画—みと魁プラン—	水戸市(平成26年策定)
○対象範囲	水戸市	○計画期間 平成26年度～令和10年度
○主な目的 本計画は、将来都市像を「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」と定め、この将来都市像を実現するため、「笑顔にあふれ快適に暮らせる安心都市づくり」、「未来に躍動する活力ある先進都市づくり」、「水戸ならではの歴史、自然を生かした魅力ある交流都市づくり」の3つの都市づくりの目標と施策の大綱を定め、施策の展開を図ることとしている。		
○提案資産に関する内容 弘道館・偕楽園を貴重な歴史的資産と位置づけ、後世に引き継いでいくため、『歴史的風致維持向上計画』に基づき保護、保存に努めるとともに、世界遺産登録に向けて関係自治体との推進協議会を通じた広域連携による活動を推進、市民との協働による取組を進め、意識の醸成に努めることとしている。		

2	水戸市文化財保護・保存・活用基本計画(第2次)	水戸市(平成30年策定)
○対象範囲	水戸市	○計画期間 平成30年度～令和5年度
○主な目的 本計画は、近年の文化財を取り巻く市民意識及び社会環境の変化に対応し、文化財の保護・保存・活用に係る施策を一層推進するために定めたものである。		
○提案資産に関する内容 文化財の総合的な把握と時代への継承を図るため、弘道館・偕楽園の世界遺産登録を関係自治体との広域連携により推進することが位置づけられている。また、文化財を生かした魅力あるまちづくりの推進の基本施策として、弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史的な建造物の復元・整備など水戸ならではの歴史まちづくりを推進することが位置づけられている。		

3	水戸市教育施策大綱	水戸市(令和元年策定)
○対象範囲	水戸市	○計画期間 令和元年度～
○主な目的 水戸を愛し、世界で活躍できる人材育成を図るため、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育を推進する。		
○提案資産に関する内容 市民との協働により、風格ある歴史まちづくりを進め、「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」として日本遺産に認定された弘道館の精神を受け継ぐ文教の府として、郷土への誇りと愛着を深めるとともに、歴史や文化、芸術に親しみ国際社会で活躍できる人材を育成する。		

4	水戸市歴史的風致維持向上計画(第二期)	水戸市(平成31年認定)
○対象範囲	水戸市	○計画期間 令和元年度～令和10年度
○主な目的 本計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、城下町・水戸の良好な市街地の環境(歴史的風致)の維持・向上を図り、後世に引き継いでいくために定めたものである。		
○提案資産に関する内容 弘道館・水戸城跡周辺地区について、現在の市街地形成の基盤となり、現在も人々の暮らしや年中行事等との文化財が密接に関わっている区域と捉えるほか、偕楽園周辺地区について、かつて水戸城の要害であり偕楽園の借景を構成する千波湖をはじめとした水辺と公園、		

段丘に発達した斜面緑地等の景観が相まって、水戸市の歴史的風致が際だっている区域と捉え、これらの区域を重点区域に設定した。重点区域では、重点的かつ一体的に歴史的風致の維持及び向上に関する各種の施策を推進することとしている。

5	水戸市都市計画マスタープラン—第2次—～持続可能なコンパクトなまち～	水戸市(平成28年策定)
○対象範囲 水戸市		○計画期間 平成28年度～令和5年度
○主な目的 本プランは、本市の総合計画や茨城県の定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、様々な行政計画との整合を図り、具体的な都市計画の決定や、個別のまちづくりを進めるうえでの指針を定めたものである。		
○提案資産に関する内容 都市景観形成方針として、「風格、味わいのある歴史地区景観の誘導」を掲げ、「弘道館・水戸城跡周辺地区では、弘道館等の既存の歴史的資産を保全したうえで、旧水戸城建造物である二の丸角櫓や大手門等の復元に取り組むとともに、歴史を感じられるまちなみや道路景観の整備等を進め、水戸の顔にふさわしい歴史的資源を生かしたまちづくりを推進し、多くの人々をひきつける魅力のある拠点の形成を図り」、「偕楽園・千波湖周辺地区では、偕楽園の魅力の向上を図り、歴史的景観の保存・形成を推進するとともに、千波公園や文化施設等と連携することにより、交流拠点の充実を図り、多くの人々をひきつける、さらなる魅力創出に向けた偕楽園公園(千波公園等)に係る整備基本計画の策定を進める」としている。		

6	水戸市緑の基本計画	水戸市(平成29年策定)
○対象範囲 水戸市		○計画期間 平成29年度～令和5年度
○主な目的 本計画は、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本市が中長期的な視点から定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。本計画では、本市の特徴と緑の状況を勘案しながら、緑の保全から公園・緑地の整備、民有地の緑化の推進まで、まちの緑全般について、将来のあるべき姿とそれらを実現するための施策を定めるものである。また、本計画では、今日的な課題や市民のニーズを踏まえるとともに、「水戸市第6次総合計画」や「水戸市都市計画マスタープラン(第2次)」等との整合を図りながら、公共施設や民有地の緑化に関する方針等を定め、緑地の保全及び緑化の推進に向けた総合的な施策の展開を図るものとなっている。		
○提案資産に関する内容 本市は、江戸時代以来、関東地方でも有数の規模を誇る城下町として発展し、市内には、近世日本最大規模の藩校として知られる弘道館をはじめとした史蹟・名勝が数多くある。また、日本三名園の一つに数えられる偕楽園に象徴される緑の歴史もあり、そのよう公園を中心とした緑のなかで暮らすことが市民生活の基盤となっている。散策や四季の移ろいを感じる自然、遺蹟といった歴史的味わいの中で豊かな市民生活が営まれ、水戸ならではの歴史と緑が息づくまちが形成されている。		

7	水戸市景観計画	水戸市(平成 20 年策定)
○対象範囲	水戸市	○計画期間 設定なし
○主な目的 本計画は、水戸らしい美しい景観づくりに向けて、これまで進めてきた景観行政の仕組みを基礎にし、さらにその上で、市民と共有できる基本方針やその実現化方策等を明らかにし、総合的かつ計画的及び長期的な視点で、市民・事業者・行政の協働による良好な景観形成の実現を目指すことを目的としている。		
○提案資産に関する内容 弘道館・偕楽園を貴重な歴史的資源として再認識し、歴史のまちの風格・味わい、奥行きが感じられるよう、歴史的資源の保全、再生を図るとともに、市街地景観に関しても、貴重な自然と歴史的資源を大切にしたい風格とやすらぎの感じられる景観づくりを目指している。具体的には、重点的に景観形成を図る地区として、「偕楽園周辺地区」、「三の丸周辺地区(弘道館周辺地区)」等を位置づけ、偕楽園・千波湖周辺地区と弘道館周辺地区の建築物等の高さや屋外広告物の基準等を示し、規制・誘導を強化することとしている。		

8	水戸市観光基本計画（第3次）	水戸市(平成 27 年策定)
○対象範囲	水戸市	○計画期間 平成 27 年度～令和 5 年度
○主な目的 本計画は、美しい自然の象徴である偕楽園や千波湖における大規模な公園をはじめ、弘道館などの歴史的資源など、多様で魅力のある観光資源をもとに、観光の将来像を「おもてなしと歴史・文化・自然によって新たな感動に出会えるまち 水戸」と定め、観光施策を計画的、総合的に実施していくための指針として策定したものである。		
○提案資産に関する内容 先導プロジェクトとして設定された「歴史観光まちづくり推進プロジェクト」の中の、弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくりの推進の具体的取組として「弘道館周辺地区景観整備」や「弘道館・水戸城跡周辺ライトアップの実施」、「二の丸角櫓、大手門の復元、水戸東武館移築等を反映した街歩きコースの設定、水戸藩歴史マップ」の作成などが掲げられている。また、偕楽園と弘道館、水戸城跡周辺をつなげた魅力づくりの推進の具体的取組として、「偕楽園と弘道館を一对とした観光案内、イベントの実施」、「弘道館・偕楽園の近世教育遺産としての世界遺産登録に向けた取組みの推進」が掲げられている。		

9	水戸市新中心市街地活性化基本計画	水戸市(平成 28 年策定)
○対象範囲	水戸市中心市街地(3.3 ㎢)	○計画期間 平成 28 年度～令和 4 年度
○主な目的 本計画は、活性化の目標を「県都にふさわしい魅力と活力にあふれる中心市街地」と定め、多様な都市機能が集積するにぎわいあふれる中心市街地の形成を図るため、市民と行政との協働により、中心市街地が有する歴史的資源、社会資本等の有効活用を図りながら、活性化に向けた各種事業を推進するものである。		
○提案資産に関する内容 本計画では、歴史的資源を活用した中心市街地の活性化に必要な事業として、弘道館・偕楽園の世界遺産登録推進事業を位置づけている。 ※ 中心市街地の設定範囲には偕楽園は含まれていないため、本計画の対象となるのは弘道館のみである。		

10	茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～	茨城県(平成 30 年策定)
○対象範囲	茨城県	○計画期間 平成 30 年度～令和 3 年度
○主な目的 本計画は、急速な人口減少・少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化、情報通信技術の劇的な進歩など、これまでに経験したことのない時代の転換期を迎え、時代の変化に的確に対応し、未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを推進していくため策定する。		
○提案資産に関する内容 弘道館・偕楽園などの歴史的な地域資源を活かすため、北関東自動車道や茨城港、茨城空港などの交通の要衝を中心とする広域交通ネットワークの強化を図り、国内外の観光客を受け入れる広域的かつ国際的な観光ネットワークの形成を図る。		

11	茨城県教育振興基本計画「いばらき教育プラン」	茨城県(平成 28 年策定)
○対象範囲	茨城県	○計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度
○主な目的 本計画は、基本テーマを「一人一人が輝く教育立県を目指して～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」として掲げ、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築することや、茨城県総合計画における茨城の将来像の達成に向けて取り組むべき施策を明示したものである。		
○提案資産に関する内容 県内における文化財に関する情報収集に努めるとともに、指定文化財(提案資産を含む。)を広く県民に紹介し、シンポジウムを開催するなど、文化財の普及啓発に努めることとしている。		

12	いばらき文化振興ビジョン	茨城県(平成 16 年策定)
○対象範囲	茨城県	○計画期間 平成 16 年度～令和 2 年度
○主な目的 本ビジョンは、茨城県が活力あふれる県としてさらに発展していくため、「県土のすべてを文化のステージとしてとらえ、文化を核とした元気ないばらきを創造する」ことを基本目標に、本県の将来像を描いたものである。		
○提案資産に関する内容 「地域の特性を大切にする」という視点を踏まえ、地域の文化的遺産や伝統文化の保存・継承・活用のための基本方策を、文化財(提案資産を含む。)とその地域に根ざした伝統文化の 2 つの観点から推進することとしている。		

13	茨城県都市計画マスタープラン	茨城県(平成 21 年策定)
○対象範囲	茨城県	○計画期間 平成 21 年度～令和 7 年度
○主な目的 本計画は、基本理念を「次世代を育み、未来につなぐ「人が輝き、住みよい、活力ある」まち都市」と定め、都市の望ましい将来像やその実現に向けた都市計画に関する基本方針を明示したものである。		
○提案資産に関する内容 県央地区の基本施策として、歴史文化等を生かした観光交流空間の形成を掲げ、施策展開の具体的方向として、「偕楽園公園や笠間芸術の森公園の整備」、「弘道館などの歴史的建造物の保全と活用」を進めることとしている。		

14	茨城県観光振興基本計画	茨城県(平成 28 年策定)
○対象範囲	茨城県	○計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度
○主な目的 本計画は、社会経済情勢が大きく変化するなか、平成 31 年に「いきいき茨城ゆめ国体」、翌年の令和 2 年に東京オリンピックの開催を控え、多様化する観光客のニーズに的確に対応し、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな計画を策定し、観光振興施策の基本方針・指針を明示したものである。		
○提案資産に関する内容 地域資源を活用した観光地の魅力向上のための施策として、日本遺産に認定された弘道館・偕楽園周辺の歴史的街並みの整備などの観光拠点の磨き上げを進めることとしている。		

15	茨城県文化振興計画	茨城県(平成 29 年度策定)
○対象範囲	茨城県	○計画期間 平成 29 年度～令和 3 年度
○主な目的 平成 16 年 3 月に「いばらき文化振興ビジョン」を策定し、「県土のすべてを文化のステージとしてとらえ、文化を核とした元気ないばらきを創造する」ことを基本目標として、文化を担う人材の育成や、県民が文化に親しむための環境づくりなど各種施策を推進してきた。 そのようななかで、心豊かな県民生活と活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的として、茨城県文化振興条例を制定した。本計画は、同条例第 8 条の規定に基づき策定するもので、文化振興に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱などを明示することにより、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を目的とする。		
○提案資産に関する内容 本県は、鹿島神宮の存在や「常陸国風土記」の編さんなど、古代以来の長い歴史と豊かな文化を有しており、特に水戸藩による 2 世紀半にも及んだ「大日本史」編さん事業や、日本遺産に認定された藩校弘道館と偕楽園に代表されるように、学問や文化の振興が全国に先駆けて行われてきた。		

5.5 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

5.5.1 保存管理計画

(1) **足利学校** 足利学校は、現在、史跡足利学校跡第 1 次保存整備事業（昭和 56（1981）年から平成 2（1990）年）により史跡地東側区域に往時の建物が復元されるなど、文化財保護法に基づき良好な保存管理がなされている。

平成 14（2002）年には『史跡足利学校跡第 2 次保存整備基本構想報告書』が策定され、保存整備が未着手のエリアについて、文化庁等の関係機関の指導協力のもと、遺跡の保存と旧態への復元を基本とする旨の整備方針等が示されている。また、平成 21（2009）年に策定された「足利市景観計画」においては、「足利を代表する景観」として、足利学校を含む周辺区域を景観重点地区に指定することが決定され、産官民の協働による良好な景観形成の取組についての指針が示さ

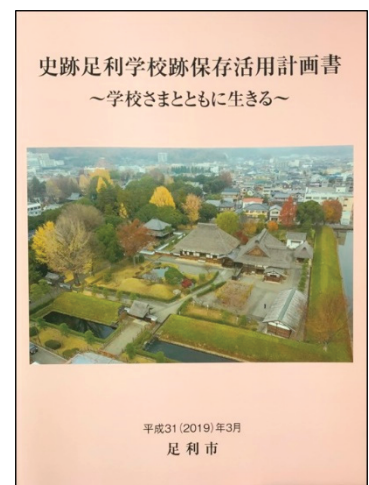


写真 5-1 史跡足利学校跡保存活用計画書

れている（平成 31(2019)年，景観重点地区に指定）。

これらの関連する諸計画を踏まえ，平成 30（2018）年度に文化庁の「史跡等保存活用計画等策定費国庫補助」を活用し，足利学校の健全な保全及び活用を行うための保存活用計画を策定した。

（2）閑谷学校

閑谷学校において，昭和 34（1959）年～昭和 37（1962）年にかけて行われた本格的な保存修理から半世紀が経ち，石塀の一部に毀損が見られる等，指定地全域の保存状況の把握と，遺構の状況に応じた適切な保存管理の方法を改めて検討する必要が生じたことから，管理者である岡山県教育委員会が平成 20（2008）～平成 21（2009）年度の 2 カ年で文化庁の「史跡等保存活用計画等策定費国庫補助」を活用し，平成 22(2010)年 3 月に『特別史跡旧閑谷学校保存管理計画書』を策定した。

『特別史跡旧閑谷学校保存管理計画書』では，保存管理の基本方針を次のように定めている。

閑谷学校保存管理の基本方針

- ① 特別史跡を構成する諸要素の特定
- ② 保存管理方法の提示
- ③ 現状変更等に関する取扱基準の明確化と公有化方針の提示
- ④ 本質的価値の保存のための追加指定等の検討と周辺環境の保全
- ⑤ 本質的価値の保存を前提とした整備活用

閑谷学校の整備・活用の基本方針

- ① 現存する郷学遺構等の保存と整備—保存を確実にするための整備
- ② 遺跡の価値の顕在化のための整備
- ③ 旧閑谷学校の特徴・価値の周知，利活用のための整備
- ④ 県民等の参加による旧閑谷学校の有形・無形の価値の保存・継承
- ⑤ 周辺環境の保全と修景
- ⑥ 遺構の保存・継承のための調査・研究の推進と技術の継承

（3）咸宜園

史跡咸宜園跡の整備に対し指導助言する「史跡咸宜園跡保存整備委員会」は，東家側の整備が完了し，その後は開催していない。未整備であった西家側は，平成 28(2016)年度に用地取得が完了し，平成 30（2018）年度から 3 か年の予定で発掘調査を進めている。この調査により当時の遺構の状況等を確認した後，東家側も含めた一体的な「保存活用計画」を策定し，改めて「史跡咸宜園跡保存整備委員会」を開催しながら史跡咸宜園全体の整備を進めていく予定である。

(4) 豆田町

日田市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 15(2003)年制定）に基づく『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画』（平成 16(2004)年制定，平成 21(2009)年改訂）では，伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物や工作物を

「伝統的建造物」，また伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために必要な環境要素を「環境物件」と定めている。

「伝統的建造物」については，主としてその外観を維持保存するため「修理基準」を設け，伝統的建造物以外の物件の新築，増築，改築，移転等については，伝統的な様式に則った「修景基準」，その他，物件が満たすべき基準として歴史的風致と調和しうる「許可基準」を定めている。

重要伝統的建造物群保存地区内においては，保存すべき物件に限らず，新たに建築物や工作物の増改築や木竹等の伐採など，町並みの景観に少しでも影響を与える行為を行う際には，必ず「現状変更行為の許可申請書」を教育委員会に提出し，許可を得なければならない。

(5) 弘道館

弘道館は現在，文化財保護法に基づき良好な保存管理がなされるとともに，昭和 7(1932)年，県営公園管理条例により 3.09ha が「弘道館公園」と定められ，県・市と地元住民とが一体となって，風土や歴史に根ざしたまちづくりを進めてきた。

管理団体である茨城県は，こうした良好な保全状況を継承するため，平成 18(2006)年度から平成 19(2007)年度にかけて保存管理計画の策定に向けた基礎資料の整理を行い，次の報告書を発行した。

①『「旧弘道館」所蔵資料の保存及び展示設計に関する基礎調査報告書』（平成 18(2006)年発行）

②『特別史跡弘道館の地形及び遺構調査測量報告書』（平成 18(2006)年発行）

③『「旧弘道館」展示機能の整理及び充実に関する調査研究報告書』（平成 19(2007)年発行）

①では弘道館が所蔵する歴史資料の保存状況を把握するとともに，展示の現況についての分析が行われ，②では弘道館の現況地形及び遺構調査測量を行い，調査測量図とともにデータマップ基図が作成された。③では，弘道館の展示機能の現状，来館者・関係者のニーズ調査の集約，温室度等の環境調査成果，所蔵資料の公開・閲覧の現状と分析が行われた。

こうした基礎資料の整理を踏まえ，平成 20(2008)年度より保存管理計画の策定に向けた検討を行うこととしていたが，平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により，弘道館の枢要な構成要素である正庁，至善堂，弘道館記碑をはじめ多くの構成要素が被災したため，その修復に時間を要することとなり，保存管理計画の策定は一時中断せざるを得ない状況となった。

修復が完了した平成 26(2014)年より，保存管理計画の策定に向けた検討が再開され，茨城県が平成 27(2015)～平成 28(2016)年度の 2 カ年で文化庁の「史跡等保存

活用計画等策定費国庫補助」を活用し、平成 29（2017）年 3 月に『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』を策定した。

『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』においては、保存活用の基本方針を次のように定めている。

旧弘道館保存活用の基本方針

- ① 本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、安政 4（1857）年の本開館時の弘道館の姿を基準として確実な保存（保存管理）を行う。
- ② 「旧弘道館」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、周辺も含めた適切かつ積極的な活用を図り、将来的には安政 4（1857）年の本開館時の弘道館の姿を目標にして継承していく。
- ③ 本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い、安政 4（1857）年の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。
- ④ 「旧弘道館」の確実な保存と、地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

（6）偕楽園

偕楽園は現在、文化財保護法に基づき良好な保存管理がなされるとともに、保存と活用を更に促進するため、平成 11（1999）年度から千波湖と偕楽園を中心とする周辺公園・緑地約 300ha を「偕楽園公園」と定め、県・市と地元住民とが一体となって、風土や歴史に根ざしたまちづくりを進めてきた。

また、管理団体である茨城県は、平成 19（2007）に、偕楽園の保存管理や運営活用の方向性を定め、指定地の保存管理計画、活用計画、整備計画を検討するため、「偕楽園（常磐公園）保存活用計画検討委員会」を設置し、『偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用計画』を策定した。

『偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用計画』においては、保存活用の基本理念を次のように定めている。

偕楽園保存活用の基本理念

- ① 国民の共有財産である史跡名勝等の「保護」は、その「保存」と「活用」の両方の側面を持ち、また「保存」と「活用」は相互に補完しあうものである。
- ② この「保存」と「活用」を目的として実施する整備の理念は、史跡名勝の本質的な価値を保存し、次の世代に確実に継承していくことである。
- ③ 史跡名勝のような有形文化財は「もの」と「場所」との緊密な結びつきがあるが、その側面にかかわりのある人とのつながりや伝統的技法及び場所を取り巻く周辺環境なども広く含めたいわば「文化遺産」としての考え方を採り入れる。

こうした基本理念は、史跡等の適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成して

いくうえで整備活用の施策を一体的に進めるとともに(①)、保存管理面では史跡等の本質的価値を次世代に確実に伝達し(②)、さらに、史跡等の周辺環境も含め、一体的な保全を講ずる(③)という従来の個別保存管理計画の基本方針に合致する。また、本計画の構成は、「保存管理」や「現状変更の取扱い」など、個別保存管理計画で定めるべき内容も盛り込まれていることから、今後、具体的な検討を進めていく。

偕楽園(史跡及び名勝常磐公園)保存活用計画の構成

I 目的と経緯	V 整備
II 公園の概要	VI 活用
III 現況と課題	VII 現状変更の取扱い
IV 保存管理	

また、平成 20(2008)年に設置された「偕楽園公園魅力向上懇談会」の提言書『偕楽園公園の魅力向上に関する提言書』(平成 22(2010)年発行)においては、歴史的な景観の保全と復元、梅古木等の適正な管理、表門への誘導等、偕楽園公園の魅力向上のための方策が提言されている。

(7) 包括的保存管理計画

全ての構成資産についての保存活用計画が策定され次第、策定に向けた検討を行う。

令和 2 (2020)年 4 月現在における構成資産の保存活用計画の策定状況は表 5-8 のとおりである。

表 5-8 構成資産に関する保存活用計画の策定状況

構成資産	計画書名	策定年	策定機関
足利学校	『史跡足利学校跡保存活用計画書』	令和元(2019)年	足利市
閑谷学校	『特別史跡旧閑谷学校保存管理計画書』	平成 22(2010)年	岡山県
咸宜園／ 豆田町	『史跡咸宜園跡保存活用計画』(仮称)	西塾の調査終了後	日田市
	『日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画』	平成 16(2004)年	日田市
弘道館／ 偕楽園	『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』	平成 29(2017)年	茨城県
	『偕楽園(史跡及び名勝常磐公園)保存活用計画書』	平成 19(2007)年	茨城県

「世界文化遺産の登録推薦に向けた包括的保存管理計画の策定について」(中間報告)概要版(平成 20(2008)年 3 月文化庁より)P 9<タイプ 1>

・各資産について、所有者又は管理団体ごとに個別の文化財の保存管理計画を策定し、その後、各県が世界遺産に関わる保存管理計画を策定する。

・関係都道府県が包括的管理計画を策定

①構成資産が所在する地方公共団体(主に都道府県)ごとに、保存管理計画を策定する。

②全ての構成資産(各文化財)の関係を明確にし、ひとつの文脈の下に、全体を包括した保存管理計画を都道府県が策定する。

(注意点)

保存管理計画・包括的保存管理計画の策定にあたっては、①適切な緩衝地帯(バッファゾーン)の範囲、②観光客の増加に対する対応、③災害、気候変動からの保護の内容が重視される。また、個々の保存管理計画策定にあたっては、事前に関係市が協議した上で、主題である「近世日本の教育遺産群」としての一体的な保存管理の方針のもと作成しなければならない。

なお、構成資産の周辺地域(緩衝地帯)の保存を対象とした諸計画は表 5-9 のとおりである。

表 5-9 構成資産の周辺地域(緩衝地帯)の保存を対象とした諸計画

構成資産	計画書名	策定年	策定機関
足利学校	『足利市景観計画』	平成 21 (2009) 年	足利市
	『足利市都市計画マスタープラン』	平成 19 (2007) 年	足利市
閑谷学校	『備前市都市計画マスタープラン』	平成 18 (2006) 年	備前市
咸宜園/ 豆田町	『日田市景観計画』	平成 23 (2011) 年	日田市
	『日田市都市計画マスタープラン』	平成 25 (2013) 年	日田市
弘道館/ 偕楽園	『水戸市景観計画』	平成 20 (2008) 年	水戸市
	『水戸市都市計画マスタープラン—第 2 次—～持続可能なコンパクトなまち～』	平成 28 (2016) 年	水戸市
	『水戸市歴史的風致維持向上計画』(第 2 次)	令和元 (2019) 年	水戸市

5.5.2 保存管理体制

6 資産全体の保存管理体制については、策定に向けて、当面以下の作業を進める。

茨城県、栃木県、岡山県、大分県、及び水戸市、足利市、備前市、日田市は文化庁の指導助言の元に、4 市が運営する教育遺産世界遺産登録推進協議会の会議において議論・検討を続け(図 5-1)、広範囲にわたる構成資産、緩衝地帯を一体的に管理する基本方針を策定していく。この基本方針は、「包括的保存管理計画」の基盤となる。議論の過程では、必要に応じて各種団体、資産所有者、住民代表者等を集めた会議も開催し、十分な連携及び課題の検討を行っていく。

学術的検討については、水戸市世界遺産登録検討専門委員、足利市世界遺産検討会議



写真 5-2 学術会議の様子

メンバー，旧閑谷学校世界遺産登録検討専門委員，日田市世界遺産登録検討委員会委員（各市がそれぞれ選任。）による会議を定期的を開催する（写真 5-2）。

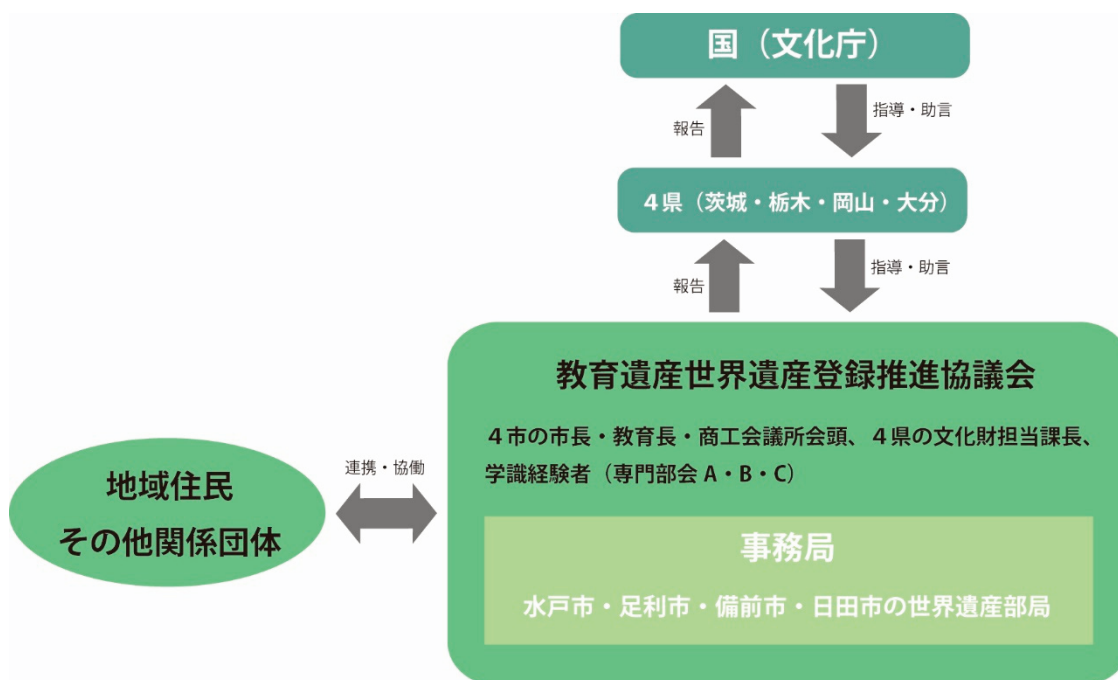


図 5-1 近世日本の教育遺産群の保存管理体制

（1）足利学校

足利学校は，貴重な文化遺産である一方，日本最古の総合大学として，世界遺産に登録されている日光の社寺と同様，栃木県を代表する観光施設の一つであることから，歴史的・文化的資産を後世に伝承するとともに，足利学校を核としたまちづくりを更に進めるため，史跡の価値を高め，市民や国民が活用できることを目標とした整備活用方策を講じている。

事業の実施に当たっては，文化庁や栃木県育委員会などの関係機関と情報を共有し，施策の調整を図るとともに，現状変更等が生じる場合は，同機関との協議や，栃木県文化財保護審議会，足利市文化財専門委員会等，学識経験者の助言を適宜求めながら，保護保存のための適切な措置を講じている。

（2）閑谷学校

平成 18(2006)年度より閑谷学校の管理に指定管理者制度を導入し，文化財の管理を指定管理者に委託している。岡山県は，地方自治法に基づき，指定管理者に対して，報告を求め，実施調査を行い，または必要な指示を行うことができる。これに基づき，事業報告書の提出に加え，定期的な立入調査の実施，月例報告の徴収等，管理業務が適切に実施されるよう指導監督を行っている。

(3) 咸宜園・豆田町

咸宜園跡の公開や管理に関しては日田市が行っている。史跡の公開については、解説員が開閉・解説業務にあたっているほか、日常の清掃、草木類の管理、消防設備点検等をそれぞれ委託して行っている。また、史跡に隣接する「咸宜園教育研究センター」には、市職員(研究員及び学芸員)が配置され、史跡と一体となって来訪者に対してガイダンスを行う機能を果たしている。

豆田町の重要伝統的建造物群保存地域内では、制度の運用を円滑に進めるために、地域の住民をはじめとしたまちづくり団体や地元建築士等の技術者及び行政関係者との間において、まちづくりを推進するための協力関係が不可欠であり、住民だけでなく市内の建設業に携わる技術者が制度の内容や基準を十分に理解することが必要であり、地域として伝統技術の保存・継承に努めている。

市では、保存地区内の建築行為に関する相談・申請を受け付け、指導監督を行っている。土木建築部等の関係部局と教育委員会が協働し、学識経験者との協力体制も確保しながら、保存のための事業を推進する体制を整えている。

(4) 弘道館・偕楽園

弘道館・偕楽園は、文化遺産である一方、茨城県を代表する観光施設としての性格も有することから、資産の貴重な歴史的・文化的価値を後世に伝承するとともに、地域活性化に向けた施策の展開を図るため、「偕楽園公園魅力向上懇談会」等の提言を踏まえ、県民の憩いの場としての魅力向上、観光拠点としての魅力向上、歴史的・文化的資産としての魅力向上を基本目標とした整備活用方策を講じている。

事業の実施に当たっては、文化庁、茨城県、茨城県教育委員会、水戸市、水戸市教育委員会等との間で情報を共有し、施策の調整を図っている。現状変更等が生じる場合は、文化庁、茨城県教育委員会、水戸市教育委員会と協議するとともに、茨城県文化財保護審議会、水戸市文化財保護審議会、水戸市世界遺産登録検討専門委員等、学識経験者の助言を適宜求めながら、保護保存のための適切な措置を講じている。

5.6 財源及び財政的水準

5.6.1 足利学校

足利学校の管理については、所有者である足利市が行っている。

表 5-10 足利学校の保存管理経費

(単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
114,667	123,074	126,370	120,390	112,194
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
111,491	129,000	144,204	141,599	158,521
令和元年度				
200,621				

5.6.2 閑谷学校

閑谷学校の管理については、管理団体である岡山県が、指定管理者制度を導入し、指定管理者である公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会が行っている。

表 5-11 閑谷学校の保存管理経費(閑谷学校の指定管理料)

(単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
5,030	5,030	5,030	5,030	5,030
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5,174	5,174	5,174	5,174	5,174
令和元年度				
5,222				

5.6.3 咸宜園

咸宜園の管理については、管理団体である日田市が行っている。

表 5-12 咸宜園の保存管理経費

(単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4,277	3,463	3,897	3,909	3,899
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3,793	4,099	3,787	4,105	3,959
令和元年度				
5,073				

※平成 22 年度より、咸宜園教育研究センターが開館したことにより、需用費等の一部がセンター管理費と統一されたため、解説者委託料及び修繕料等のみの金額である。

5.6.4 豆田町

豆田町(重要伝統的建造物群保存地区内)の管理については、所有者又は管理団体である日田市が行っている。

表 5-13 豆田町(伝建地域)の保存管理経費

(単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
55,940	29,594	45,056	43,744	27,350
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
17,032	55,074	59,639	68,121	31,298
令和元年度				
42,619				

※伝建補助金(H17～22)、街環補助金(H19～22)【ともに個人負担分は除く】

5.6.5 弘道館

弘道館の管理については、管理団体である茨城県が行っている。

表 5-14 弘道館の保存管理経費

(単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
54,372	43,970	31,443	28,909	47,230
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
54,121	57,485	64,191	64,060	65,293
令和元年度				
74,152				

5.6.6 偕楽園

偕楽園の管理については、管理団体である茨城県が行っている。

表 5-15 偕楽園の保存管理経費

(単位：千円)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
322,502	329,045	298,751	327,070	425,595
平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
408,429	388,729	470,859	421,358	418,842
令和元年度				
491,346				

5.7 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

5.7.1 足利学校

足利学校の保存管理については、所有者である足利市が直営で実施し、足利市教育委員会事務局史跡足利学校事務所が実務を行っている。保存管理にあたっては、文化財を主幹する同事務局文化課と連携を図り、遺跡の適切な保全に努めている。

また、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上を目的とした独立行政法人国立文化財機構主催の研修へは、足利市職員も必要に応じて参加し、資産の整備活用の技術向上に努めている。

史跡を維持するための措置として軽微な修理を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。資産の保全や日常的な維持管理については、史跡足利学校事務所が適切に行っている。

5.7.2 閑谷学校

閑谷学校の保存管理については、管理団体に指定された岡山県が実施しているが、平成 18（2006）年度より指定管理者制度を導入し、指定管理者である公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会が実務を行っている。保存管理にあたっては、岡山県教育委員会が指導監督を行っている。

国宝、重要文化財、特別史跡を維持するための措置として簡単な修理を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、岡山県教育委員会から委嘱された文化財保護指導員のほか、指定管理者が管理事務所を設置し、適切に行っている。

5.7.3 咸宜園

咸宜園の保存管理については、管理団体に指定された日田市教育庁文化財保護課が実施している。

また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催し、大分県及び日田市の職員も当該研修等に適宜参加し、資産の整備活用の技術向上に努めている。史跡を維持するための措置として簡単な修理を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、咸宜園教育研究センターが適切に行っている。

5.7.4 豆田町

豆田町の保存管理については、地域住民及び住民組織である豆田伝建保存会と日田市（教育庁文化財保護課職員）、技術者等で構成される NPO 法人により、修理・修景に関して定期的に関係者による協議を行える体制を整えており、重要伝統的建造物群の選定地区関係者全体で協力関係を築いている。

また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の伝統的建造物群保存地区等における修理等事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催し、大分県及び日田市の職員も当該研修等に適宜参加し、資産の整備活用の技術向上に努めている。また、修理・修景等工事を実際に行う技術者も上記研修に参加するほか、自ら定期的に研修を行い、技術の継承に努めている。

特定物件に指定された建造物の修理、その他の物件の修景を行う場合には、それぞれ「修理基準」、「修景基準」にのっとりつつ、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、関係住民及び自治会、文化財保護課が適切に行っている。

5.7.5 弘道館

弘道館の保存管理については、管理団体に指定された茨城県都市整備課が実施している。茨城県教育庁には、文化財保護主事が配置され、管理団体に対して専門的支援を行っている。また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催し、茨城県及び水戸市の職員も当該研修等に適宜参加して、資産の整備活用に向けた技術向上に努めている。

重要文化財、特別史跡を維持するための措置として簡単な修理を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、茨城県教育委員会から委嘱された文化財保護指導員のほか、管理団体が管理事務所を設置し、適切に行っている。

5.7.6 偕楽園

偕楽園の保存管理については、管理団体に指定された茨城県都市整備課が実施している。茨城県教育庁には、文化財保護主事が配置され、管理団体に対して専門的支援を行っている。

また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術や能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催し、茨城県及び水戸市の職員も当該研修等に適宜参加して、資産の整備活用に向けた技術向上に努めている。

史跡及び名勝を維持するための措置として簡単な修理を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導を行っているため、管理技術の水準は極めて高く保たれている。

資産の見回りや清掃等の日常的な維持管理については、茨城県教育委員会から委嘱された文化財保護指導員のほか、管理団体が管理事務所を設置し、適切に行っている。

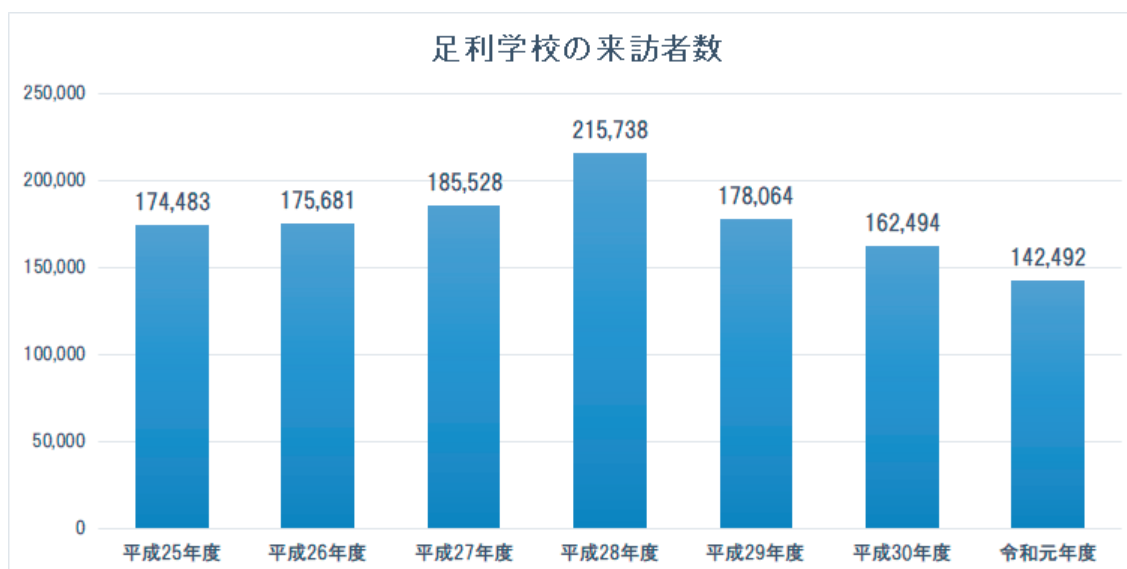
5.8 構成資産の来訪者の推移と施設整備

5.8.1 足利学校

足利市は「日本最古の総合大学」として知られる「足利学校」をはじめ、足利氏ゆかりの「^{ぼんなじ}鑊阿寺」や「あしかがフラワーパーク」、「栗田美術館」を有し、さらに豊かな自然環境にも恵まれ、都心からの日帰り客も多数来訪するなど、複合的な観光地として毎年多くの観光客が訪れている。

足利学校は年間 16 万人以上の来訪者があり、国内はもとより国外からの来場者も多く、外国人来訪者向けの多言語版パンフレットが用意されている。資産内には和文・英文の説明看板を設け、多言語音声アプリによりガイドを利用できる。また、資産に隣接する管理事務所にはガイダンスや休憩場所、トイレが設置され、来訪者の便宜を図っている。このほか、足利学校周辺には観光案内所や観光駐車場、トイレ、お土産処などの便益施設等が整備されている。

表 5-16 足利学校の来訪者数

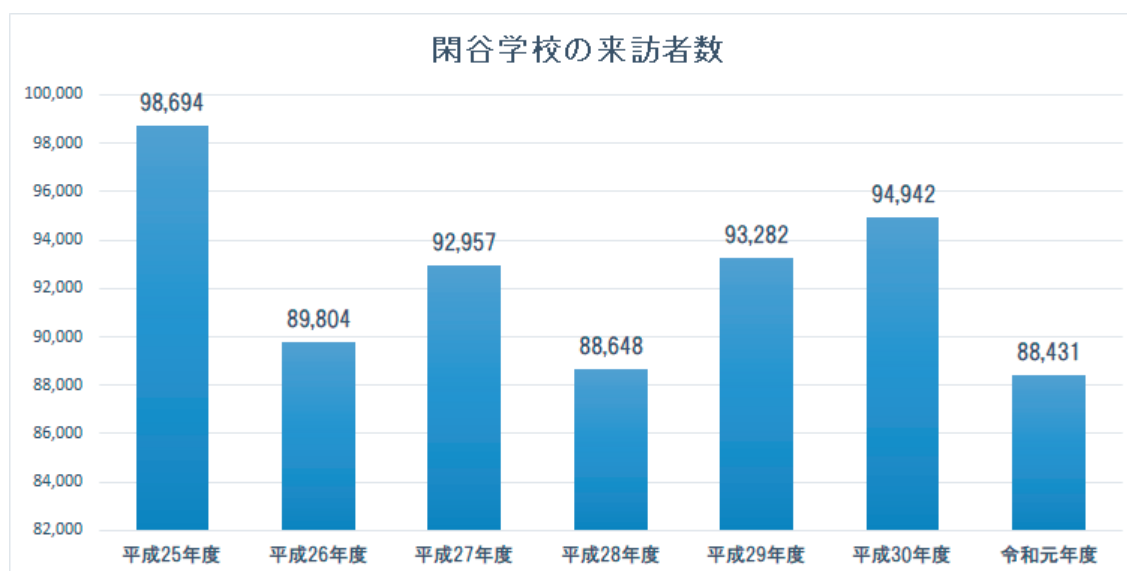


5.8.2 閑谷学校

閑谷学校の来訪者数は年間約 9 万人で、楷の木が赤と黄色の見事な紅葉となり、夜間ライトアップが実施される 11 月には、実施期間の 1 週間に約 1 万人前後の入場者がある。閑谷学校は山間部にあるため、来訪者は車がほとんどであり、駐車場は経年的に拡大整備されてきた。

資産内には、来訪者の便宜を図るため、解説板や道標、パンフレット、展示室等を設置しているほか、閑谷学校周辺には、駐車場、便所等の便益施設等が整備されている。

表 5-17 閑谷学校の来訪者数



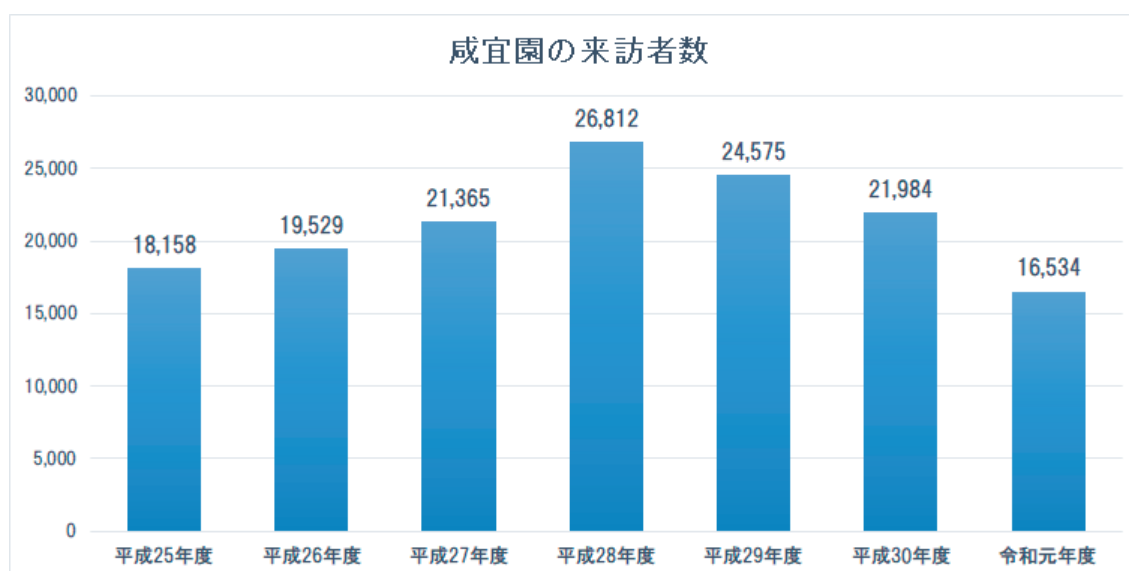
5.8.3 咸宜園

咸宜園は、国内最大級の私塾跡という歴史的価値だけではなく、JR 日田駅から徒歩 10 分、豆田町にも近いというアクセスの良さも加わり、日田市を代表する観光地に位置づ

けられている。咸宜園では、年間2万人以上の来訪者があり、国内からの来訪者が多数を占めるが近年アジア圏からの観光客も増加傾向にある。

資産には、来訪者の便宜を図るため、外国人観光客にも対応可能な解説板や道標、観光パンフレット、ガイダンス施設等を設置しているほか、咸宜園周辺には駐車場等の便益施設等が整備されている。

表 5-18 咸宜園の来訪者数



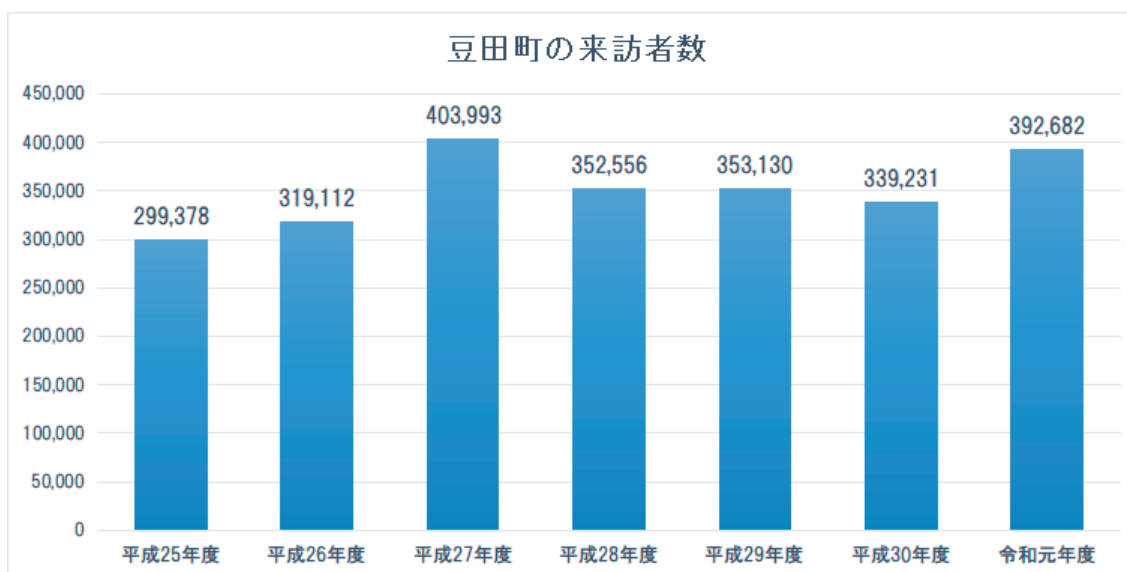
5.8.4 豆田町

資産内には来訪者の便宜を図るため、外国人観光客にも対応可能な解説板や道標、観光パンフレット、ガイダンス施設等を設置しているほか、周辺には駐車場等の便益施設等が整備されている。ただし、駐車場は複数か所あり、この10年間には増減があった。また、駐車場利用状況については入場管理をしていないため利用台数の把握は困難である。



写真 5-3 豆田町の町並み

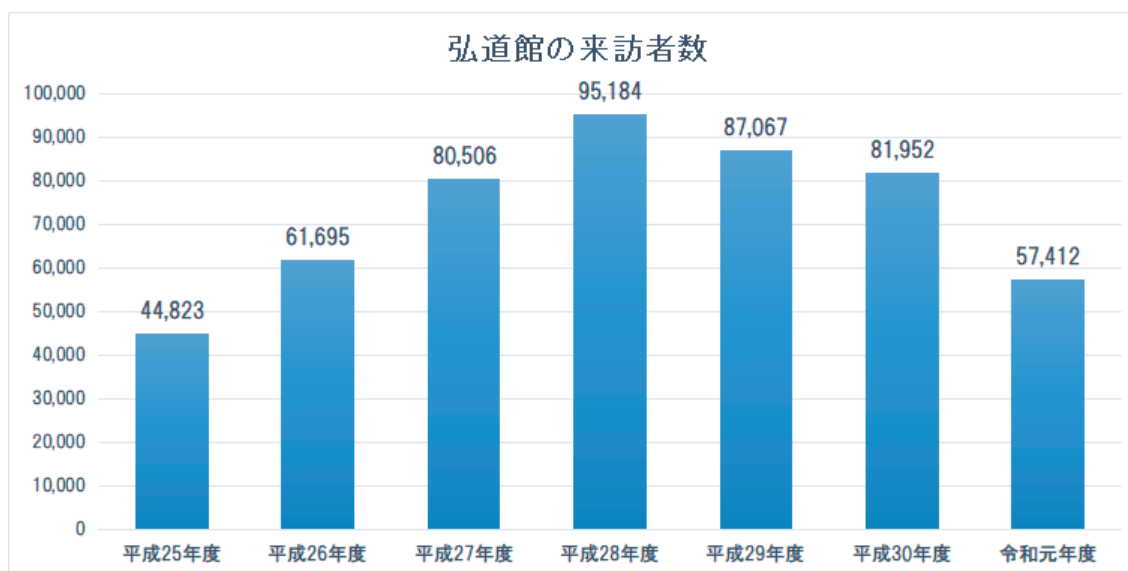
表 5-19 豆田町の来訪者数



5.8.5 弘道館

弘道館は、国内最大級の藩校遺構という歴史的価値だけではなく、梅の名所の一つとしても人気があり、また、JR 水戸駅から徒歩 8 分というアクセスの良さも加わり、水戸市を代表する観光地に位置づけられている。弘道館では、近年は年間約 8 万人以上の来訪者がある。資産内には、来訪者の便宜を図るため、外国人観光客にも対応可能な解説板や道標、観光パンフレット、展示室等を設置しているほか、弘道館周辺には、駐車場、便所等の便益施設等が整備されている。

表 5-20 弘道館の来訪者数



5.8.6 偕楽園

偕楽園は、日本三名園の一つとして、また、国内有数の梅の名所として広く知られ、特に梅の開花時期は観光客で賑わい、現在も国内有数の観光地となっている。

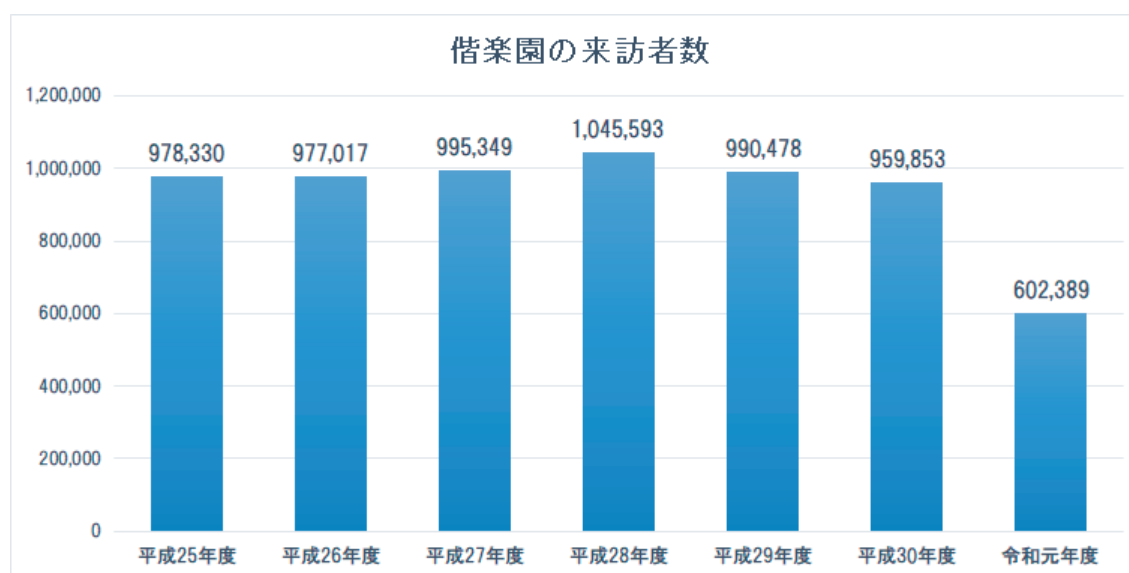
偕楽園好文亭には、年間約 20 万人の来場者がある。また、偕楽園を中心に行われる梅まつりは、約 100 万人の観光客が訪れる。

資産内には、来訪者の便宜を図るため、外国人観光客にも対応可能な解説板や道標、観光パンフレットを設置しているほか、偕楽園周辺には、駐車場、便所、博物館等の便益施設等が整備されている。



写真 5-4 偕楽園全景

表 5-21 偕楽園の来訪者数



5.9 資産の整備・活用に関する方針・計画

5.9.1 資産全体

知の創造たる学問と、それを伝承する教育。これら知の営みは、人類の共存と発展に不可欠な要素である。これまで人類が直面してきた数々の困難は、学問と教育の進歩によって克服されてきた。私たちが抱える幾多の課題の解決策を考える時、様々な地域や時代に認められる学問・教育の在り方をひもとき、それを現代社会に役立てようとすることは普遍的な意義を持つ。

提案資産は、近世の日本で形成された広範かつ高水準な学問・教育を物語る教育資産の集合体であり、国内のみならず世界的視野からも重要な歴史的意義を有する。その顕著な普遍的価値を将来の世代に着実に伝えるために資産及び周辺環境の適切な保存・整備を行い、積極的な公開・活用を推進することで国民と世界の文化的向上を図ると共に、教育を通して社会規範や道徳心などの規範意識を身に付けさせ、世界の多様な文化を理

解・尊重する人格形成に貢献する。

5.9.2 整備と公開の方針

資産の整備・公開・活用については、今後策定を予定している「包括的保存管理計画」の基本方針に基づき、以下の点に留意して実施する。

- ① 構成資産の学術的価値をさらに深めるための調査・研究の推進
- ② 構成資産の関連性を重視した、顕著な普遍的価値の伝達
- ③ 関係者の連携による公開・活用の持続的推進
- ④ 国内外からの来訪者受入体制の整備

5.9.3 構成資産の学術的価値をさらに深めるための調査・研究の推進

6つの構成資産について、既に数十年にわたり4県4市は、それぞれ各自の資産の保存管理や公開活用を目的とした学術調査を実施してきた。今後の学術的調査・研究によりこれをさらに深める。

構成資産の整備に際しては、継続的学術調査・研究の成果に基づき、資産の真実性を最大限確保する。学術調査においては、非破壊調査を採用し、顕著な普遍的価値を保護することを大前提とする。考古学的調査では掘削面積を最小限に留める。これらの調査・研究成果は、調査報告書や研究紀要等の刊行及び Web 上での発信等広く成果を公開するとともに、学識経験者を招聘した講演会や講座、シンポジウム等の開催を通じて、構成資産の学術的価値をより一層深め、社会へ還元する。



写真 5-5 世界遺産シンポジウムの様子

5.9.4 構成資産の関連性を重視した、顕著な普遍的価値の伝達

6つの構成資産に地理的な連続性はないが、近世日本の始まりから終焉までにわたり展開した特徴ある学習環境を示す資産である。各構成資産の修復や整備、解説活動の実施にあたってはこれらの点を踏まえ、適切な対応を行う。

「近世日本の教育遺産群」の価値は、資産の外観だけでなく、各資産の歴史や空間構成、各学校に所蔵されている蔵書等広範囲に及ぶため、資産の解説は訪問者の理解促進を図る上で極めて重要である。



写真 5-6 ボランティアガイドの活動風景

足利市・備前市・日田市・水戸市は関係自治体・民間団体・地域住民と連携しながら、

市民が来訪者への解説活動を行うことを目的に、解説員の養成・組織化・運営に対する支援を行っており、すべての構成資産でボランティアによる解説事業の実施体制が整っている。解説内容は、構成資産の理解に加え、資産の関連性や歴史に関するものである。

顕著な普遍的価値の伝達に関する既存の展示施設としては、次のように設置している。

- ① 足利学校：庫裡及び足利学校遺蹟図書館内に展示室を設けている。
- ② 閑谷学校：展示施設である閑谷学校資料館を設置している。
- ③ 咸宜園・豆田町：咸宜園教育研究センター，日田市豆田まちづくり歴史交流館内に展示空間を設けている。
- ④ 弘道館：国老詰所及び水戸城跡二の丸展示館に展示室を設けている。
- ⑤ 偕楽園：東門近くの見晴亭に展示空間を水戸城跡二の丸展示館に展示室を設けている。

これらの展示施設・展示空間では、各構成資産の価値や資産の関連性等を共通の展示パネルを用いて展示していく。このような活動を通して、地域住民が提案資産を地域の「宝」として、後世に残したいという強い意思を持ち、積極的に文化財の保存・活用に取り組むよう普遍的価値を伝達する。

5.9.5 関係者の連携による公開活用の持続的な推進

文化財保護法（昭和 25(1950)年）が制定された当初、文化財の活用は調査・研究に伴う成果の公表や紹介が主な活用の手法であり、文字通り「公開活用」であった。

しかし、現在は社会情勢や経済状況の変化、地域の現況等を踏まえ、観光振興や産業振興、まちづくり等の地域振興に伴う文化財の活用が求められている。

そのような現状を踏まえ、「近世日本の教育遺産群」では、構成資産毎に地域の住民を基礎とした民間保存団体が組織され、活発な活動を行っており、「足利市文化財愛護協会」、「咸宜園平成門下生之会」、「咸宜園放学遊山の会」、「偕楽園公園を愛する市民の会」等がこれに該当する。

これらの民間保存団体に加え、足利市、備前市、日田市、水戸市は、教育遺産世界遺産登録推進協議会を組織している。同協議会では、栃木県、岡山県、大分県、茨城県とも連携し、共通パンフレットの作成・配布、各資産のネットワーク化を進めている。

また、各構成資産では、管理者及び民間保存団体と連携し、論語素読や和算体験等の講座を定期的で開催しており（写真 5-7）、こうした事業は、地域住民や構成資産を訪れた観光客に資産の顕著な普遍的価値を伝える効果をもたらす。

このように、文化財の普遍的な価値の継承に配慮しつつ、地域の現状に沿った積極的



写真 5-7 弘道館を活用した和算体験

な公開及び活用を図ることで地域住民が文化財の意義をより身近に理解することに繋がる。

5.9.6 国内外からの来訪者受入れ体制の整備

広く国内外からの来訪者を受け入れるため、公共交通機関との連携、駐車場や、案内サイン、便益施設等の整備、受け入れに対する地域住民との連携などについて関係自治体が連携し必要な対策を講じる。

(1) 資産へのアクセス

「近世日本の教育遺産群」の構成資産への来訪者の多くは自動車を利用している。このため、主要道路や主要交差点に案内表示を実施するとともに、各資産に影響を及ぼすことがないように配慮しながら駐車場、便益施設を設置し、今後それを拡充していく予定である。また、鉄道等公共交通機関を利用する来訪者のため、各資産の最寄駅でもそれぞれの資産へのアクセス案内に関する情報提供を行っている。



写真 5-8 足利学校への案内表示

(2) 資産についての情報公開

教育遺産世界遺産登録推進協議会が「近世日本の教育遺産群」のホームページを開設している。また、パンフレットやポスター等を作成し、県内外の公共施設等への配布を進め、積極的な普及活動を行っている。

(3) 資産等でのガイド、解説事業

各資産では解説ボランティアにより、構成資産の価値の解説に加え、資産の関連性、歴史的価値等に関する視点からの説明が行われている。

5.9.7 各構成資産の整備活用に関する方針

各構成資産の整備活用方針の概要についての詳細は、各構成資産の保存管理計画を基に策定する包括的保存管理計画に記載するものとし、以下にその概要を示す。

(1) 足利学校

足利市では、構成資産及びその周辺を対象とし、昭和 60（1985）年 9 月に「史跡足利学校跡保存整備計画（第 1 次）」を策定し、平成 2（1990）年 12 月に史跡東側エリアの復元工事を完了した。その後平成 14（2002）年 3 月に「史跡足利学校跡第 2 次保存整備基本構想」を策定し、資産の整備・活用に関する方針を次のように定めている。

表 5-22 足利学校の整備に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
資産全体	・遺跡の四至（範囲）、遺構の配置確認調査、文献資料調査を行い、遺産の保護を第一とし、旧態にできる限り復することを旨とする。 ・土塁、堀、その他の遺構については、調査の成果に基づき忠実に整備する。	－	足利市
資産周辺	・緑化は、史跡景観を十分に配慮したものとし、現存樹木を生かし、文献等に基づいて忠実に植栽をする。	－	足利市

表 5-23 足利学校の活用に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
資産全体	・遺跡及び資産が保有する諸資料を歴史上、学術上の調査研究に資する。 ・市民が郷土の文化遺産にふれることで、心のよりどころとなり、郷土愛を育てる場とする。 ・市民のみならず多くの人々が歴史文化を体感できる生涯学習の場とする。	－	足利市
史跡周辺	・史跡足利学校跡の活用をよりよいものとし、訪れる人々を受け入れるための施設を周辺に設置することをめざす。	－	足利市

(2) 閑谷学校

岡山県では、平成 22（2010）年に『特別史跡旧閑谷学校保存管理計画書』を策定し、資産の整備・活用に関する方針を次のように定めている。

表 5-24 閑谷学校の整備・活用に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
資産全体	・説明板、境界標の整備 ・石堀、石垣の調査、修復	短期～長期	岡山県
旧閑谷学校	・雨水排水関連遺構の調査、修復 ・茶畑跡の復元 ・眺望支障木の剪定	短期～長期	岡山県
椿山	・斜面崩落防止施設の調査、修復 ・斜面植生の間伐等	短期～長期	岡山県
津田永忠宅跡	・盛土等の撤去	長期	岡山県
黄葉亭	・建造物の復元修理	短期～長期	岡山県
石門	・石門の露出整備	長期	岡山県
資産周辺	・建築物、工作物等の修景 ・県民、事業者等の参加による里山景観の再生	長期	岡山県

(3) 咸宜園

日田市では、平成 5 (1993) 年に「史跡咸宜園跡保存整備基本構想」を策定し、これまでに歴史的建造物の保存修理、史跡の公有化、環境整備を進めてきた。資産の整備・活用に関する方針を次のように定めている。

表 5-25 咸宜園の整備・活用に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
資産全体	・ 咸宜園を旧状に復するための整備を行う。 ・ 咸宜園の全体像が理解できるような整備を行う。 ・ 咸宜園の教育・活動を現代に生かすため、ガイダンス施設等の整備を行う。 ・ 豆田地区の建物との調和を図り、その中核施設としての整備を行う。	—	日田市
建築物の整備	・ 現存する歴史的建造物の保存修理及び管理を行う。 ・ 絵図等にみられ、現存しない建造物については、創建時の建物の復元的整備を検討する。 ・ 便益・管理施設等については、史跡に相応しい意匠整備を行う。	長期	日田市

(4) 豆田町

日田市では、平成 16 (2004) 年の国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けるにあたり、「日田市豆田町伝統的建造物群保存地区保存計画」を策定し、所有者による建造物の修理・修景に対して財政的・技術的支援を行っている。「伝統的建造物群の修理・修景」及び「保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画」として、次のように定めている。

表 5-26 豆田町の整備・活用に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
伝統的建造物群の修理・修景	・ 伝統的建造物の修理 別に定める「修理基準」に基づく修理を行う。また、伝統的建造物の特性が改変され、外観を変更している場合においては復元的修理を必要とするため、古図面、古写真及び痕跡調査の結果や類例調査などによる復元的手法を用いた修理を原則とする。 ・ 伝統的建造物以外の建築物等の修景 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に則るよう、別に定める「修景基準」、「許可基準」を適切に運用して修景を行うことを原則とする。	随時	所有者等
管理施設等の整備	保存地区の適切な管理のため、標識、説明板、案内板等を伝統的町並み景観に調和した形式、構造で設置する。また、住民組織等の活動拠点や伝統工法の継承、生涯学習の場となる「日田市豆田まちづくり歴史交流館」を旧古賀医院跡一帯に設置する。(平成 26 (2014) 年開館) なお、「日田市豆田まちづくり歴史交流館」の管理・運営には、保存地区の豆田町伝建保存会が指定管理し、地区の概要	—	日田市等

	説明や展示機能を充実するほか、保存活動等を情報発信するとともに、来訪者との交流の場として積極的に活用する。		
防災施設等	保存地区の防災機能の充実を図るため、防災計画を策定し、その計画に基づいて、防火水槽、消火栓、自動火災報知器などの設置や防災センター、防災広場などの整備や地区住民による自主防災組織の育成を図る。 なお、旧古賀医院跡一帯を防災拠点とし、一次避難所、防火水槽2基、屋外消火栓2基、防災広場を設置する。(平成30(2018)年設置)	—	日田市等
水路の整備等	市では、保存地区内の伝統的建造物群と一体をなして形成される水路について、特に重要な歴史的環境要素として位置付け、伝統的な玉石垣の復旧や暗渠化された水路の復元を行い、歴史的風致に調和した水際景観の回復に努める。	—	日田市
電柱・架線等の整備、看板・広告物の修景	市では、電力柱、電話柱、架線等については、移設、埋設等の整備に努める。また建築物等に設置する看板、広告物等については、許可基準に従うものとし、そのほかの独立した看板や広告塔については原則として設けないものとする。	—	日田市等
道路の整備	道路整備については、路面の高さを伝統的建造物に適した高さに切り下げること等を基本とした整備に努める。又、道路面の舗装・側溝の改良等については、工法、材料等及び歩行者の安全性に配慮した整備を進め、歴史的風致の維持・形成に努める。特に、道路面の舗装は祇園山鉦の巡行路であることを配慮して実施する。	—	日田市
伝統的建造物の公開と活用	市及び地区住民は、保存地区を後世へ継承していくために、文化財保護の精神を尊重し、生きた文化財として積極的に活用することを図り、可能な限り来訪者への公開(部分公開を含む)を行っていく。 また、伝統的建造物の利用に際しては、保存地区に相応しいよう適切な整備を行い、観光や商業など地域振興に配慮しつつ、伝統的町並み景観の維持に努める。 なお、旧古賀医院診療所、離れ座敷、船津家主屋を一般公開施設とする。	—	日田市等
駐車場の整備と修景	市は、観光用駐車場の配置計画と来訪者を誘導するためのサイン計画を策定し、歴史的風致に調和した保存地区に相応しい整備を進める。また、保存地区に個人の駐車場を設置する場合は、道路から望見できないよう修景し、歴史的風致との調和を図る。	—	日田市
周辺の史跡等との連携	保存地区周辺には、歴史的な名所・旧跡が数多く所在することから、来訪者の利便性を図るためにも保存地区と一体となった活用計画が必要である。 特に、保存地区の南側に接する史跡「咸宜園跡」や史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」、また北側に位置する永山城跡や永山布政所跡(日田御役所跡)などは、豆田町の歴史を物語る上で重要な位置付けにあることから、回遊性や散策路を考慮した整備を行い、積極的な相互活用を図る。	—	日田市等

(5) 弘道館

茨城県では、構成資産及びその周辺を対象とし、平成 29（2017）年に『国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画書』を策定し、資産の整備・活用に関する基本方針を「本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い、安政 4（1857）年の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める」と定めている。

表 5-27 弘道館の整備に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区	・孔子廟，八卦堂，学生警鐘の防犯対策の充実化	短期	茨城県
正庁・至善堂地区	・収蔵施設(保管室，展示施設等)の改修整備	短期	茨城県
正庁・至善堂地区，文館地区，孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区，入口地区	・指定地内導線のバリアフリー化 ・既設園路の改修 ・有料開放区域の退出専用口の整備	短期	茨城県
指定地外，正庁・至善堂地区	・アクセスルート上への案内表示の充実化 ・既存施設を活用したガイダンス機能の整備 ・情報提供サイン(指定地内外の解説板・案内板)の整備 ・既設展示の改修	短期	茨城県
文館地区，入口地区	・ベンチの改修整備 ・藤棚，テニスコートの撤去及び跡地整備 ・管理事務所脇の公衆便所の改修，文館地区の公衆便所の建替え ・発掘調査による遺構確認	短期	茨城県
正庁・至善堂地区，文館地区，孔子廟・鹿島神社・八卦堂地区，入口地区	・建造物の保存活用計画に基づく修理(整備)	中・長期	茨城県
正庁・至善堂地区	・収蔵施設や展示施設の整備	中・長期	茨城県
文館地区	・ガイダンスの専用施設の設置(管理事務所，収蔵・展示施設，企画展示施設，講習会等を開催する施設，休憩等のサービス施設等を含む) ・失われた藩校時代の諸施設の再現	中・長期	茨城県
文館地区	・売店等のサービス施設や休憩施設の整備	中・長期	茨城県
指定地外の弘道館藩校時代の範囲	・失われた藩校時代の諸施設の調査や取扱いの検討・調整・協議	中・長期	茨城県

(6) 偕楽園

茨城県では、構成資産及びその周辺を対象とし、平成 19（2007）年に『偕楽園（史跡及び名勝常磐公園）保存活用計画』を策定し、資産の整備・活用に関する方針を次のように定めている。

表 5-28 偕楽園の整備に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
資産全体	・庭園の価値を保存するための整備 ・文化財庭園の価値の理解を促すための整備 ・来園者へのサービスや安全を守るのための整備 ・諸施設の整備	—	茨城県
表門と動線の整備	・庭園価値を高めるため、作庭意図に沿った主要構成の役割を取り戻し、多様な来園者に対応でき、楽しめるように施設の整備を行う。 ・緊急車輛の代替ルートを整備する。	短 ～ 中期	茨城県
土塁・吐玉泉等の整備	・庭園の歴史性、景観性に配慮し、復元的整備を行う。	短 ～ 長期	茨城県
諸施設の整備	・園内の快適な利用のため、階段や斜路、人止柵、南崖の土留柵、維持管理施設等の整備を行う。	短 ～ 長期	茨城県
バリアフリー整備	・新しい時代のニーズに対応し、高齢者や身障者など多様な利用を受け入れ、誰もが楽しめる庭園として必要な施設の整備を行う。	短期	茨城県
植栽構成の変更	・徳川斉昭の設計思想に基づき、復元的整備と育成管理を行う。	短 ～ 長期	茨城県
建築物の整備	・昭和 33（1958）年の復元建造物について、保存管理を行う。 ・創建時に見られ、現存しない建造物については、創建時の建物の復元的整備を検討する。 ・創建時以降に建てられた、休養・便益・管理施設等については、史跡・名勝に相応しい意匠整備を行う。	長期	茨城県

表 5-29 偕楽園の活用に関する方針

対象項目	基本方針	実施時期	実施主体
資産全体	・多様な来園者を想定した利活用を図る。 ・制限を超えた来園者の対応など計画的な運営を行う。 ・積極的な公開や情報提供を行う。	—	茨城県

	・ 県民等の主体的な参画を促す。 ・ 公園マネジメントを確立する。		
--	--	--	--

5.10 専門分野・技術・管理に関する人的措置

栃木県足利市，岡山県備前市，大分県日田市，茨城県水戸市は，世界遺産の保存管理に関わる考古学・歴史学・建築学等の専門職員及び土木技師等の技術者を配置し，構成資産を適切に保存管理するとともに，構成資産の置かれている地域住民に対する技術的支援及び本資産の調査・研究・展示・解説をはじめとする普及・啓発活動も行っている。

また，足利市，備前市，日田市，水戸市では市民ボランティアガイド養成講座を開催しており，受講した市民ボランティアガイドが来訪者への資産の解説を行うなど，地域住民と行政機関が協働して構成資産の保存管理・普及啓発を推進している。

構成資産の日常的な巡回・点検については，次のとおり，実施している。

5.10.1 足利学校

管理者である史跡足利学校事務所職員が毎日史跡内を巡回・点検し，十分な保全，管理運営体制を組んでいる。また，必要に応じて国・県へ指導・助言を求めている。

5.10.2 閑谷学校

岡山県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員が定期的に文化財を巡回・点検し，岡山県に対して保護に関する報告・助言を行っている。岡山県は，文化財保護指導員の調査・報告に基づき，管理者に対して，文化財の保存管理に関する指導を行っている。また，必要に応じて国・県へ指導・助言を求めている。

5.10.3 咸宜園

管理団体である日田市教育庁文化財保護課の学芸員や建築士等の専門職員が咸宜園教育研究センターの学芸員と連携して，史跡の保存管理を適切に行っている。また，必要に応じて国・県へ指導・助言を求めている。

5.10.4 豆田町

日田市教育庁文化財保護課の建築を専門とする職員のほか，豆田町の地元住民・事業者，「豆田町伝建保存会」及び地元の建築士・大工などの技術者で構成する NPO 法人「本物の伝統を守る会」とともに，豆田町の良い景観を維持するための修理・修景等に関する相談・協議を相互に行える体制を整えている。また，必要に応じて国・県へ指導・助言を求めている。

5.10.5 弘道館

管理者である弘道館事務所職員が毎日史跡内を巡回・点検し，十分な保全，管理運営体制を組んでいる。また，茨城県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員が定期的に文化財を巡回・点検し，茨城県に対して保護に関する報告・助言を行っている。茨城

県は、文化財保護指導員の調査・報告に基づき、管理者に対して、文化財の保存管理に関する指導を行っている。さらに、必要に応じて国・県へ指導・助言を求めている。

5.10.6 偕楽園

管理者である偕楽園公園センター職員が毎日史跡及び名勝内を巡回・点検し、十分な保全、管理運営体制を組んでいる。また、茨城県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導員が定期的に文化財を巡回・点検し、茨城県に対して保護に関する報告・助言を行っている。茨城県は、文化財保護指導員の調査・報告に基づき、管理者に対して、文化財の保存管理に関する指導を行っている。さらに、必要に応じて国・県へ指導・助言を求めている。

表 5-30 構成資産の保存管理に関わる部署

自治体名	担当部局名
栃木県	教育委員会事務局文化財課
足利市	教育委員会事務局文化課 教育委員会事務局史跡足利学校事務所
岡山県	教育庁文化財課
備前市	教育委員会事務局文化振興課
大分県	教育庁文化課
日田市	教育庁文化財保護課 教育庁咸宜園教育研究センター・世界遺産推進室
茨城県	教育庁総務企画部文化課 土木部都市局都市整備課 弘道館事務所 偕楽園公園センター
水戸市	教育委員会事務局歴史文化財課 埋蔵文化財センター 市立博物館

このように、将来にわたって良好な状態の下に6つの構成資産を維持していくための体制については万全を期している。